

学会情報

IFA 第 71 回年次総会（リオデジャネイロ大会）の様様

税務大学校研究部教授

本 川 弘

研究部教授

井 上 俊 生

◆SUMMARY◆

平成 29 年 8 月 27 日（日）から 8 月 31 日（木）にかけて、ブラジルのリオデジャネイロで第 71 回 IFA 年次総会（リオデジャネイロ大会）が開催された。

リオデジャネイロ大会では、議題 1「BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの評価」及び議題 2「移転価格の将来」を主要テーマとし、さらに 10 のセミナーが設定され、計 12 のテーマについてレクチャーやディスカッションが行われた。これらのテーマには、主要議題に関連して、契約分割等による租税回避問題や費用分担契約による所得移転問題への対応、さらには情報交換、租税条約、事前確認制度への取組み状況などが取り上げられ、様々な議論が活発に行われた。

今大会には、税務大学校から本川教授及び井上教授が参加した。本稿は、この 2 名の参加者が聴講した議題・セミナーに係るレクチャーやディスカッションについて議論のポイント等を報告するものである。

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

議題 1 : BEPS (税源浸食と利益移転) プロジェクトの評価 : 起源、基準、反応	140
議題 2 : 移転価格の将来	144
セミナー A : 契約の細分化と課税	150
セミナー B : 自動的情報交換 : 新しい基準 ?	153
セミナー C : 費用分担契約	155
セミナー D : 事前確認制度と国際課税の情勢	161
セミナー E : IFA/OECD 多数国間協定	164
セミナー F : 経済危機と納税者権利の保護 ~ 税のモラルとは ?	167
セミナー G : 企業の役務提供活動に係る国際的な間接課税 - 多国間、国内又は二国間アプローチ	170
セミナー H : 国際課税の最近の動向	172
セミナー I : 外国為替が国際課税に与える影響	175
セミナー J : IFA/EU 最近の動向	177

議題 1 : BEPS (税源浸食と利益移転) プロジェクトの評価 : 起源、基準、反応
〔Subject 1 : Assessing BEPS: Origins, standards and responses〕

〔議長及びパネル等〕

Chair: Robert Danon (Switzerland)

General Reporters:

Stephen Shay (United States),

Allison Christians (Canada)

Panel members:

Sjoerd Douma (EU Reporter),

Pascal Saint-Amans (OECD),

Marianne Coutinho (Brazil),

Akhiles Ranjan (India),

Sam Sim (Singapore)

Secretary: Jake Heyka (Canada)

〔テーマのポイント〕

議題 1 は、全体として、BEPS プロジェクトへの現在の取組状況について紹介するというものであった。なお、主なポイントは次の

とおりである。

- ・包摂的枠組み (Inclusive Framework) には、現在 102 か国・地域が参加している。包摂的枠組みでは、BEPS 行動計画のミニマム・スタンダードについてピア・レビューを実施している。
- ・多数国間協定 (MLI) には、現在 71 か国・地域が署名しており、これにより 1,100 以上の租税条約がカバーされることになる。
- ・MLI のミニマム・スタンダード規定の選択や、国内法の改正など、各国でミニマム・スタンダードへの取組が進められている。

1 導入

開始に当たり、議長から BEPS プロジェクトについて次の説明が行われた。

BEPS プロジェクトのアイデアは、統一性 (Coherence)、実効性 (Substance)、透明性 (Transparency) をベースとした国際課税システムを構築するというものである。

BEPS プロジェクトの重要な目的は、一国主義 (unilateralism) から多国間主義

(multilateralism)に基づく協調へとシフトすることであり、最近の歴史的な出来事として、2017年6月に多数国間協定(MLI)の署名が行われた。

各国でBEPSプロジェクトに対する取組が行われており、現在はモニタリングの段階に入っている。

課題としては、ミニマム・スタンダードがBEPSの全領域をカバーできていないことである。現在も、特にデジタル経済の分野で取組が行われている。

2 BEPSプロジェクトの起源(パネル:

Allison Christians(ゼネラルレポーター)、Pascal Saint-Amans(OECD))

Christians氏とAmans氏から、世界で起こった租税回避に関連する出来事と、BEPSプロジェクト立ち上げまでの経緯について、対比させる形で説明が行われた。

2008年の経済危機以降、タックスヘイブンを利用した租税回避を取り締まるべきという機運が起こった。私たちOECD租税委員会は、国際課税の課題に対処するため、2012年6月にBEPSプロジェクトを立ち上げた。また2013—2014年には英国の下院決算委員会(UK PAC)でStarbucksが厳しく追及されたことを契機にname and shameキャンペーンが起こり、Starbucksは納税していない、そのために国民保険サービス(NHS)が十分な資金を得られていないとして抗議デモが起こった。続いて2013年にオフショアリークスが起こり、租税回避の問題が行くところまで行ったという懸念が広まった。更に、2014年ルクセンブルクリークス事件が起こった。

この間、私たちは、2013年2月に最初の報告書(Addressing BEPS)を公表し、G20財務大臣・中央銀行総裁会議(2013年2月モスクワ)に報告した。その時のG20会合は、一般の人たちやメディアの興味を集めたダイナミックなものであった。その後、G20(財

務大臣)からの要請を受けて、2013年7月に、BEPS行動計画を公表し、2013年9月に、G20サミット(サンクトペテルブルク)で支持された。

そして、様々な問題を経て2015年10月に15の行動計画を公表した。また、パナマ文書(2016年5月)については、行動計画の発表後であったが、各国でのBEPSプロジェクトの導入にとって重要なものであった。

G20はOECDに対して、できるだけ多くの国が関われるような仕組みを構築するように指示した。OECDはこれを受けて包摂的枠組み(inclusive framework)を構築し、評価システムであるピア・レビューを開始した。

3 国別報告書(パネル:Allison

Christians(ゼネラルレポーター))

Christians氏から、BEPSプロジェクトに関する各国・地域からの報告書(国別報告書)について、次のとおり紹介がなされた。

(1) 報告国・地域

国別報告書の内訳は、G20が18か国・地域、OCEDが27か国・地域、その他が14か国・地域であり、横断的な情報と見解が得られている。

(2) 各国地域の反応

各国レポーターによって示された2016年のBEPSプロジェクトの4つの優先分野に対応している国の割合は、①行動計画8-11(移転価格ルールの策定)が42%、②行動計画5(有害税制への対抗)が40%、③行動計画6(条約濫用の防止)が33%であった。これに対して、④行動計画13(国別報告書)は、ミニマム・スタンダードにもかかわらず、わずか6%の割合であった。これらの結果から、国別報告書への対応は遅れているものの、多くの国・地域が対応に前向きであり、特に、移転価格と有害税制への対応を優先して行っていることが明らかになった。

また、各国のBEPSに対する認識について

は、自国が居住地国として BEPS の被害者となっている (23%)、自国が源泉地国として BEPS の被害者となっている (10%)、BEPS プロジェクトに貢献または促進している (27%) などであった。

(3) BEPS プロジェクトにおける各国の懸念事項

国別報告書により明らかになった BEPS プロジェクトに対する懸念事項としては、① BEPS プロジェクトが取引や投資に与える影響、② BEPS プロジェクトに対応するための能力や資源が不十分、③ BEPS プロジェクトの導入に積極的な国あるいは消極的・形式的な国がある場合などに生じる影響、④ BEPS プロジェクトの取組によるコンプライアンスの負担の増加である。

4 G20/OECD の状況 (パネル : OECD)

Pascal Saint-Amans)

Amans 氏から、G20/OECD の状況について次の説明が行われた。

(1) 包摂的枠組み

包摂的枠組みは、G20 から世界規模での BEPS プロジェクトの実施要請を受けて構築されたものであり、現在 102 国・地域が参加している。包摂的枠組みにおいては、全ての行動の実施についてモニターしており、特に、ミニマム・スタンダードについてピア・レビューを行っている。



上図の濃い部分が包摂的枠組みの参加国・地域である。アフリカはまだ参加が少ない状

況であるが 17 国が参加している。OECD メンバーの 35 国に比べて、様々な国・地域が参加しているという面で、より良い地域構成であることが見て取れる。そして、これら全ての国が対等な立場で議論に参加している。

また、多数国間協定 (MLI) については、2017 年 6 月に 71 の国と地域が署名しており、1,100 以上の租税条約がカバーされることになる。これにより、例えば、ミニマム・スタンダードである行動 6 (条約濫用の防止) の大規模な実施が可能になる。

(2) ミニマム・スタンダードへの取組

BEPS プロジェクトにおけるミニマム・スタンダードの取組状況は以下のとおりである。

行動計画 5 (有害税制への対抗) については、OECD において 125 の優遇措置を判別しており、また、既に 12 以上の優遇措置が修正されている。行動計画 6 (条約濫用の防止) については、MLI の署名国 (71 国・地域) の全てが、PPT (主要目的テスト) を採用している。行動計画 13 (国別報告書) の実施に関しては、55 国・地域が既に国内法を修正している。また、65 国・地域が国別報告書に関して MCAA (権限のある当局多国間合意) に署名している。この MCAA への署名により、国別報告書の報告基準の整合性と迅速な実施が促されることになる。なお、850 以上の二国間関係があり、これが MCAA の署名のきっかけになった。行動計画 14 (相互協議の効果的実施) では、現在、60 以上のピア・レビューが予定されており、既に 6 国でピア・レビューが実施されている。また、MLI の署名国のうち、27 国・地域が義務的・拘束的仲裁を採用している。

(3) 現在の課題 : 行動計画 1 (電子経済)

行動計画 1 (電子経済) は、最終報告には至ったが、検討すべき課題が多く、様々な国で国内的、一方的な措置がとられている。これについては、G20 により 2020 年までに解

決策を調査（2018年の春までには、暫定レポートを作成）するように指示されている。これを受けて OECD では、電子商取引に関する企業の電子上の存在の把握や、恒久的施設の定義の拡張などの取組を行っている。また、利益に対する伝統的なロケーションルールの改定や、平衡税（equalization tax）、電子売上に対する代替課税（alternative levy on e-sales）のような暫定的解決手段の可能性についても研究を行っている。

5 EU の状況（パネル：Sjoerd Douma（EU レポーター））

Douma 氏から、EU の BEPS プロジェクトへの取組状況について次の説明が行われた。

EU は、BEPS 行動計画の実行に積極的に取り組んでいる。租税回避防止指令（ATAD）だけでも、行動計画 2（ハイブリッドミスマッチの無効化）、行動計画 3（外国子会社合算課税の強化）、行動計画 4（利子控除制限ルール）などへの取組が行われている。また、そのほか、親子会社指令（Parent Subsidiary Directive）、情報交換に関する指令（exchange of information directive）などでも各行動計画に対応している。

また、行動計画 14（相互協議の効果的実施）に対応した紛争解決指令（Dispute Resolution Directive）は重要であり、これにより、2018年1月から、二重課税の紛争は、相互協議手続、強制的仲裁の適用を受けるようになる。これは、加盟諸国に対して拘束力のあるとともポジティブな発展である。

しかしながら一方で、EU 域内では、国境をまたぐ活動は自由であり、BEPS プロジェクトの実施には限界がある。

6 ケーススタディ

ケーススタディでは、電子取引、コミッション契約、配当等の支払いといったケースに基づき、各パネルから各国の制度、問題点な

どについての説明が行われた。

(1) ブラジル（パネル：Marianne Coutinho）

Coutinho 氏は、ブラジル法人が、オランダ持ち株会社に対して、ブラジルの株式資本利子制度（ブラジルの企業が、株主に資本投資への対価として利子を支払い、それを損金算入できる制度）に基づき利子を支払っているケースについてコメントした。Coutinho 氏は、利子を受領する法人の所在地国において、この利子を配当として益金不算入とする場合には、ハイブリッドミスマッチが生じると指摘した。また、その場合は、ブラジルでの損金算入を否定するべきではないか、また逆に、相手国がこの利子を課税対象とするべきではないかとの意見を述べた。

(2) インド（パネル：Akhiles Ranjan）

Ranjan 氏は、インド法人が、Web 上の広告スペースを米国法人から購入したケースについて、次の見解を示した。

インドにおいて、行動計画 1（電子経済）は、常に最優先の課題となっている。実質的な存在がなくても、ビジネスが行われていれば課税の権利があることを保障する必要がある。

現在の税制は、価値創造の原因、市場のルール、価値を創造する市場の場所を考慮していない。

インドは平衡税（Equalization Levy）を導入している。現在、企業間ビジネスにおけるオンライン広告に関連するサービスのみを課税対象としている。基本的には、インドの居住者が PE を有しない非居住者に支払った対価について課税され、課税に当たっては、サービス料の支払時に支払額の 6%が源泉徴収される。

平衡税は BEPS の行動計画 1 のコンセンサス不足から導入された一種の中間的な措置である。私たちは、恒久的施設の定義は見直しの必要があると考えている。法人利益への課税という基本に基づき、重要なデジタル経済

を認識し、それに対処するための課税拠点の規定を改定するように求めている。

(3) EU : コミッショネア契約 (パネル :

Robert Danon (議長))

Danon 氏は、フランス及びスペイン法人がオランダ親会社とのコミッショネア契約に基づいて、オランダの親会社の名前でローカルマーケットでの店舗販売を行っているケースにおいて、代理人 PE として認定された場合の課税上の問題点を次のとおり説明した。

BEPS 行動計画 7 は、代理人 PE の定義を拡張することを目的としている。OECD モデル条約 5 条 5 は、BEPS 行動計画 7 を受けて、代理人 PE の認定のための要件を拡大する改正が行われた。

このケースで問題となるのは、コミッショネア契約に基づき活動を行っているフランス及びスペイン法人が、この改正によりオランダ親会社の代理人 PE として認定された場合に、同時に、オランダ親会社の移転価格税制上の特殊関連企業であった場合である。これに関して OECD は新しい草案 (2017 年 6 月から 2017 年 9 月まで協議) を発表しているが、重要な問題は、OECD モデル条約第 7 条 (事業所得条項) と第 9 条 (特殊関連企業) の関係である。つまり、この企業が仮に同条約第 9 条に基づく独立企業間価格で正確に利益が配分されているという場合であっても、もし第 5 条 5 の適用に基づいて代理人 PE と認定された場合は、第 7 条に基づいて何か他に配分されることになるのかということである。また、今後コンプライアンスの問題や、二重課税の問題も生じる可能性がある。

7 まとめ (各パネルの意見)

・ Stephen Shay 氏 (ゼネラルリポーター) : BEPS プロジェクトの導入には、形式的なものを実質的なものがある。MLI に署名した国は、協定内容の遵守又は条項への同意に対し、最小限のアプローチを取ることが

できる。BEPS の枠を越えて、早くからインドで平衡税が採用されているのは興味深いことであるが、そのような国もあれば、脱落するケースもある。租税回避防止と平等な環境作りのためには、効果的で客観的なピア・レビューとモニタリングが必要である。

- ・ Danon 氏 (議長) : ケーススタディでは、源泉地国がどのようにしてデジタル経済の価値を評価し課税するかという問題があった。現状の規定がどの程度適用可能なのか、どれだけの利益がどこに帰属されるのか、これは非常に難しい問題である。
- ・ Amans 氏 (OECD) : 源泉地なのか居住地なのかの議論は、BEPS プロジェクトでも変わりはない。長い間これは根本的な問題となっている。電子取引上のクロスボーダー利益に対して公平な課税はできないであろう。私はデジタル経済に対しては、また別のアプローチが必要であると思う。
- ・ Ranjan 氏 (インド) : BEPS プロジェクトの適用は、源泉地・居住地の議論を解決しなければならぬ状況にしていこうと思う。利益に対しては、価値が発生する場所で課税されなければいけない。供給側の要素だけでなく、価値を引き出している需要側の要素の検討も必要である。

議題 2 : 移転価格の将来

[Subject 2 : The Future of Transfer Pricing]

[議長及びパネル等]

Chair: Luís Eduardo Schoueri (University of São Paulo Law School, Brazil)

General Reporters:

Sergio André Rocha (Rio de Janeiro State University, Brazil),

Panel members:

Yariv Brauner (University of Florida, USA),
 Richard Vann (University of Sydney, Australia),
 Isabel Verlinden (Partner—PwC, Belgium),
 Natalia Quiñones (Partner — Quiñones, Colombia),
 Jefferson Vanderwolk (OECD)

Secretary: Mateus Calicchio Barbosa (Brazil)

〔テーマのポイント〕

- ・各国の現状：IFA 各国支部からの移転価格に関する報告が紹介され、①OECD ガイドラインは途上国でも有効に機能している、②リスク・機能分析に困難が生じている、③ Substance-over-Form (実質優先) アプローチが現状のトレンドである、などが全体的な流れであった。
- ・独立企業原則の問題点：各パネリストから、多国籍企業のシナジー収益の配分方法、無形資産の評価の困難性、途上国での情報や専門家の不足など様々な問題が発生しているとの指摘があり、代替的な移転価格算定方法として、固定のファクターで利益を配分する定式配分方式や、EU 圏で導入が検討されている CCCTB (共通連結法人課税標準) が紹介された。
- ・今後のあり方：全般的には独立企業原則を維持していくべきという意見が多かったが、定式配分方式のようなシンプルな方法への賛同意見や、リソースが不足する途上国等では現行のブラジルのような方法 (業種別に固定した利益率を用いるなど) の導入を検討すべきという意見もあった。

1 各国の現状

IFA 各国支部からの移転価格に関する報告について、ゼネラル・レポーターである Sergio André Rocha 氏より紹介があり、その報告には OECD 非加盟国や新興国などからのもも多く含まれると前置きした上で、次

のような内容であった。

- ・独立企業原則は、他国籍企業のクロスボーダー取引に係る課税権配分の主要基準としての役割を今後も継続・維持していくと多くの国が考えている。
- ・リスク・機能分析適用の結果として生じる“不確実性”に対する懸念は未解決であり、多くの国が解決すべき問題と考えている。
- ・移転価格の捉え方が、実質主義 (substance-over-form) 重視の方向に向いていると多くの国が感じている。
- ・移転価格調査・訴訟、潜在的二重課税ケースの増加、並びに紛争解決手段の必要性の増加が現状でも発生している傾向にあり、多くの国が今後もその傾向は続くと考えている。
- ・特定の事案における簡易的なアプローチの活用が今後必要になってくる。
- ・新興国も含め、ほとんどの国・地域が移転価格に関する BEPS 行動計画について、程度の差はあるものの、導入を表明している。

2 最近の動向

各パネリストから、最近の移転価格の動向について、懸念材料となっている点を中心に報告があったので以下紹介する。

(1) 多国籍企業のシナジーレント (Synergy Rent) の配分方法

米国から参加パネルの Yariv Brauner 氏より、他国籍企業がグループ企業間で統合的なオペレーションを行うことにより、規模の経済、統合的な管理や重複の排除により享受する利益のことをシナジーレントといい、このような利益についてグループの各企業に配分すべきものなのか、また、配分すべきという場合、独立企業には存在しないそのような利益をどのように算定及び配分すればよいのかが問題になっているとの説明があった。⁽¹⁾

(2) 定式配分方式による代替の検討

続けて Yariv Brauner 氏は、独立企業原則の欠点を強く訴えて代替的な算定方法を採用すべきという見解を示し、固定のファクターを用いて利益を配分する定式配分方式 (Formulary Apportionment = FA) の採用を検討すべきと主張した。Brauner 氏は、定式配分方式について、①直接的な利益配分が可能である、②擬似経済的な (pseudo-economic) 主張は不要である、③訴訟も容易で透明性が高い、④簡易で低コストである、⑤手法は一つだけである、⑥シナジー問題のような多国籍企業の事業活動にも対応可能であるなどの長所を有するとし、独立企業原則に基づく移転価格算定方法の欠点を解決できるものであると主張した。

(3) EU における CCCTB 導入の動き

その定式配分方式導入の具体的な例として、現在 EU で導入が検討されている CCCTB (共通連結法人課税標準) について、ベルギーから参加のパネル Isabel Verlinden 氏から報告があった。同氏によれば、EU では、CCCTB の導入が検討されては立ち消えになることを繰り返し、四半世紀に亘る長い歴史を経て一時静かになっていたが、ここ数年の BEPS 問題で再浮上し、2016 年に新しい提案がなされているとのことであった。また、この新提案では、まず CCTB (共通法人税課税標準) という課税標準の計算に係る標準ルールを導入し、その後、CCCTB という各国・地域間の定式配分ルールを導入しようという 2 段階の計画であるとの説明があった。

Verlinden 氏によれば、CCCTB の導入により、所得移転の 7 割が防止され、コンプライアンス・コストも 8% 削減できるとのことであるが、実は同氏自身は CCCTB 反対派の一人であり、CCCTB の問題点として、①第三国との関連取引は依然として移転価格ルールの対象のままであること²⁾、②全当事国が一つの定式に同意するのは非常に困難と見込

まれること、③CCCTB は実際の価値創造とは無関係であるという 3 つの点を指摘した。

(4) 情報の非対称性

オーストラリアから参加パネルの Richard Vann 氏は、最近の政策的課題として“情報の非対称性”という問題を挙げた。

Vann 氏は、移転価格分析における大きな問題点は、納税者の保有情報と税務当局の保有情報が一致していない、すなわち、税務当局の保有する情報の量が圧倒的に不足している状況にあることだと主張した。そして、見えない、分からないものには課税できないのであって、例えば、労働に対して課税する場合、我々は賃金に課税するのであって、利益創出能力などというものに課税するのではない。税務当局が、情報として有する観察可能なプロキシ (課税の基準となるもの) のみ課税していたのでは課税の歪みが生じてしまう。移転価格は、価値創造の真実などというものではなく、プロキシが全てである。比較対象取引が見つからない CUP、観察不能なリスク、巧みに操作できるプロキシなどではない、もっと観察可能で頑丈かつ安定したプロキシを探さなくてはならないと主張した。

(5) OECD 移転価格ガイドラインの改訂

次に、最近の動向の一つとして、BEPS プロジェクトに基づく OECD 移転価格ガイドラインの変更点について、OECD から参加のパネル Jefferson Vanderwolk 氏から説明があった。

Vanderwolk 氏は、新ガイドラインでは 1 章のセクション D の「独立企業原則の適用のためのガイダンス」部分に出てくる「正確な取引の描写 (accurate delineation)」が重要であり、移転価格分析の対象となる関連者間取引について、その契約と当事者の行動に整合性があるかを確認し、整合的でない場合には契約条件よりも当事者の行動が優先して評価されると説明した。

また、リスク分析において 6 段階で評価す

るフレームワークが提案された点についても説明があった。具体的には、第1段階が「経済的に重要なリスクを特定」ということであり、この点について新ガイドラインでは、リスクを引き起こす“不確実性の源泉”を考慮することが必要であるとし、その源泉の例として、戦略的リスク、市場リスク、インフラリスク、財務上のリスクなどを挙げた。第2段階は「契約上のリスク引受けを特定」、第3段階は「リスクに関する機能分析」であり、この第3段階について新ガイドラインでは、第1段階で特定した経済的に重要なリスクの引受けや管理に関連して、各当事者がどのような活動を行っているかの情報を収集することであるとした。そして、以上の第1段階から第3段階までの分析に基づき、第4段階では「契約上のリスク引受け者が、経済的に重要なリスクを管理し、負担する財務能力を有しているかの検証」を行い、契約上と実際のリスク引受け者が異なる場合には、第5段階において実際にリスクを管理し、またリスクを負担するのに必要な財務能力を有する当事者に適切に「リスクを配分」してから、最終的に第6段階で「リスクの配分結果を考慮した取引価格の設定」が行われることになることを説明した。

次に、資産の法的所有の効果について、引き続き OECD の Vanderwolk 氏から、新ガイドラインの FAR 分析、つまり Function (機能)、Asset (資産)、Risk (リスク) 分析においては、資産及びリスクを考慮しながら機能に焦点を当てることが必要とされているとの説明があった³⁾。

さらに同氏より、新ガイドラインでは、無形資産が絡む移転価格分析に関して、単なる法的所有に着目するのではなく、その無形資

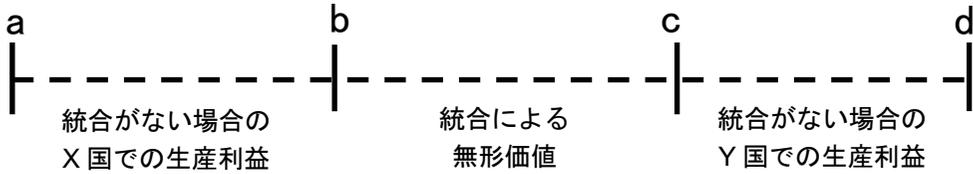
産の開発 (Development)、改良 (Enhancement)、維持 (Maintenance)、保護 (Protection)、使用 (Exploitation) という5つの機能(頭文字をとって“DEMPE”機能ともいう)を果たす当事者を特定することが一般的に重要であるとされた点についての説明もあった。

3 現状の移転価格制度の問題点

各パネルから、実用性や確実性の欠如など様々な問題点が指摘されたが、特に時間を割いて説明があった無形資産に係る問題点を以下3点紹介する。

(1) シナジー便益の評価

前章 2(1)の米国 Brauner 氏の報告でも話題となった多国籍企業のシナジーにより生じる便益の問題について、再度、オーストラリアから参加のパネル Richard Vann 氏より報告があった。同氏は、米国の学者である Mitchell A. Kane 氏の指摘(これは World Tax Journal の2014年10月号掲載のものだと思われる)⁴⁾に基づいて、多国籍企業における追加的価値の存在とともに、独立企業原則の欠陥を説明した。下図で説明すると、X国で統合がない場合に a-b 間の生産利益を得られる企業と、Y国で統合がない場合に c-d 間の生産利益を得られる企業があり、この2つの企業が統合すると、一括・共同購買や企業間の資金融通などのシナジー効果により無形資産が発生し、それに伴う利益が発生するようになる。この場合、a-b 間や c-d 間の取引や利益は独立企業間に存在して比較対象取引を探すことが可能だが、b-c 間については独立企業間には存在しないものであることから独立企業原則の適用では算定できないという指摘である。



(2) 無形資産の評価の困難性

また、Richard Vann氏は、OECDが新しくガイドラインに導入したDEMPE機能、つまり単なる法的所有に着目するのではなく、その無形資産の開発 (Development)、改良 (Enhancement)、維持 (Maintenance)、保護 (Protection)、使用 (Exploitation) という5つの機能を果たす当事者を特定することが重要だとしたことについて、批判的な見解を示した。Vann氏は、このDEMPE機能について書かれた新ガイドラインのドラフトを受け取ったときは本当に失望したと述べており、新ガイドラインに重要な機能の例示として追加された①マーケティングプログラムの設計及び管理、②「漠然とした」研究過程における決定を含む創造的事業の優先順位の指示及び確立、③無形資産の開発プログラムに係る戦略的な決定のコントロール並びに予算の管理及びコントロールなども含めて、これらの要素は、同氏が前章2の(4)「情報の非対称性」の部分で主張したとおり、観察可能で安定したプロキシには決してなり得ないと強く主張した。

(3) 所得相応性基準

もう一つ、無形資産に係る問題点として紹介したいのは、米国のYariv Brauner氏による所得相応性基準の問題についての報告である。所得相応性基準とは、取引時点で事前の評価が困難な無形資産について、税務当局が事後の利益レベルに応じて事後的に評価額を調整することを可能とするものであるが、その適用には条件があって、事前の予測と事後の実績に大きな相違があり、その相違が取引時に予測できたと認められる場合に限られて

いる。Branner氏は最初に、所得相応性基準という考え方が生まれた経緯として、1980年台中頃の米国において、無形資産の評価が困難であり、比較対象企業も存在しない事例に対応するために導入されたものであることを説明した。そして、この所得相応性基準の大きな問題は“後知恵 (Hindsight)”による課税という点であり、一般的な現行の税法とは不整合なものであると述べるとともに、米国では、この所得相応性基準を導入したものの、これを適用した課税では当局側の敗訴が続くなど大変苦労しているのに、なぜBEPSプロジェクトがこの考え方を導入したのか不思議であると批判的なコメントを残した。

(4) 価値の創造

BEPSプロジェクトや新しい移転価格ガイドラインのキーワードにもなった“価値の創造”という言葉テーマにしてOECDのJefferson Vanderwolk氏から報告があったので紹介する。

最初に、価値の創造とは何かということについて、営利目的事業の活動は、果たす機能、使用する資産、負担するリスクに反映されることから、基本的な移転価格の分析方法がこれまでと変わるわけではないというのがVanderwolk氏の見解であった。また、価値の創造の例としては、ソフトウェア、特許取得可能な発明、ブランド、事業手法などのユニークな無形資産の創造や、希少な天然資源の獲得・加工、ビッグデータなどが含まれると説明した。

また、パラダイム・シフトがあったのかということについて、価値というもの市場価格、すなわち独立企業間価格に反映されるも

のであり、変わりはないというのが Vanderwolk 氏の見解であった。ただし、今日における価値の創造というのは、インターネットなど国境のない世界を対象としたユニークな無形資産の開発やその使用であり、さらに無形資産は物理的な所在がないということもあり、そのような無形資産から生じる利益の配分は極めて困難であるなど、現状の管轄地域ベース、つまり国・地域ごとの課税の大きな課題となっているとの考えを示した。

そこで重要視されてきたのが、我々は人間であるという原点に立ち返り、人間の活動に注目して価値創造の要素を判断しようという考え方であると同氏は説明し、①製品（サービス含む）の設計及び効率的な提供、②従業員やコンサルタントの管理及び育成、③需要の創出／増大化（マーケティング）、コスト及びリスクの管理、情報に基づく判断（計算済みのリスクを負担）などを価値創造の要素として挙げている。もちろん、希少かつユニークな資産も有形・無形にかかわらず価値創造の要素となり、工場や機械、ノウハウ、所有権情報、著作権資料なども含まれると説明した。

4 移転価格の将来に向けた代替的算定方法及び展望

様々な問題を抱える現状の移転価格算定方法の代替的算定方法として、次のような見解が示された。

(1) 独立企業原則の死守 ～進化？あるいは変革？～

Richard Vann 氏は、情報の非対称性やシナジー便益の評価の欠如といった点を現状の独立企業原則の適用に関する問題点として取り上げたが、さらにネットワーク効果などによる独占的販売から生じる利益などの問題も取り上げ、それらの問題に独立企業原則を維持しながら対応していくことはできないかという問題提起をし、結論としては、利益分割法の方向に依存していくしかないとの見解を

示した。また、その利益分割法は残余利益分割法やその他の特定の方法に限らず柔軟な形で適用されるべきであり、さらにそれは観察可能で、かつ不正操作ができないような基準に基づくもので、現行ガイドラインのような終わりなき事実認定や証拠集めに依存しない標準化されたものでなければならないと主張した。

(2) セーフ・ハーバー導入への動き

Isabel Verlinden 氏は、なぜ現在セーフ・ハーバー導入の動きがあるのかについて、セーフ・ハーバーが定められると納税者はその範囲内で移転価格を決定する傾向にあることから、算定が困難でコストのかかる移転価格コンプライアンスを容易に高めることができるからであると説明した。また、対象は小規模納税者や単純取引に限定されるものの、適用が簡易で予測可能性も確保することができるため、主な長所として①低いコンプライアンス・コスト、②納税者への確実性の供与、③税務当局の行政面の負担軽減などが挙げられると説明した。

一方で同氏は、①独立企業原則からは逸脱すること（単に所得移転が無いと許容する限界点を示しているに過ぎず、独立企業間価格を算定するものではない）、②二重課税／二重非課税の発生により相互協議の必要性が生じる可能性があること（セーフ・ハーバーを導入している国のみで問題無しとしているに過ぎない）、③タックス・プランニングに利用される可能性があることなどの問題点もあると指摘した。

さらに同氏は、BEPS 報告 8-10 に基づく OECD 移転価格ガイドライン改正により、低付加価値サービス取引に対して 5% マークアップのセーフ・ハーバーが導入されていることを紹介するとともに、最近のセーフ・ハーバー適用の実態としては、計算のベースとなるコストに係る税務当局の調査が厳しくなっている可能性もあるとの見解を示した。

(3) 独立企業原則以外の解決方法

次に、独立企業原則以外の解決法として、再度 Yariv Brauner 氏が定式配分方式の優位性を主張した。具体的には、①課税ベースを配分する直接的な解決方法である、②多国籍企業の事業活動に合致する、③高い透明性、簡易性、効率性を備えている、④高い遵守性が見込まれる、⑤モジュール方式で柔軟性が高い、⑥租税回避防止に効果のあるメカニズムであるなどの定式配分方式の優位点が説明された。

5 今後の展望

最後に、各パネルからの結びの言葉を紹介する。

- (1) ブラジルの Sergio André Rocha 氏： 移転価格に関する情報・データや専門的知識・能力を有する人材などのリソースが不足している新興国などでは、ブラジルの移転価格算定方法（業種別に固定した利益率を用いるなど）に追従すべきであるとの見解を示した。
- (2) OECD の Jefferson Vanderwolk 氏： 事業に悪影響を与えずに税収を上げるような各国の努力が必要であり、今後も OECD としては実用的なガイドラインの作成に向けて努力はするが、どんな取引についても解決できるような“魔法の弾（つまり何処を狙っても的に当たるような弾）”は存在しないとの見解を示した。
- (3) ベルギーの Isabel Verlinden 氏： CCCTB 導入などの定式配分方式へ移行する動きには賛成できないとの見解を述べた。
- (4) オーストラリアの Richard Vann 氏： OECD は観察可能な信頼度の高いプロキシを示していないため、現状では将来的に利益分割法に依存せざるをえないとの見解を示した。
- (5) 米国の Yariv Brauner 氏： 他国籍企業の統合的な事業活動や透明性の問題解決を

考えれば、定式配分方式の導入が望ましいとの見解を示した。

- (6) コロンビアの Natalia Quiñones 氏： 裁判官や税務職員の能力を必要レベルまで上げることが重要であり、今こそ国際租税裁判所の創設が必要なのではないかと主張した。
- (7) ブラジルの Mateus Calicchio Barbosa 氏： Sergio André Rocha さんの主張に賛同すると述べた。

セミナー A：契約の細分化と課税

[Seminar A : Fragmentation of Contracts and Taxation]

[議長及びパネル等]

Chair: Carmel Peters (Inland Revenue, New Zealand)

Panel members:

Mary Bennett (Baker McKenzie, USA),
Craig Eliffe (University of Auckland, New Zealand),

Liselott Kana (Ministry of Finance, Chile),

Jonathan Schwarz (Temple Tax Chambers, UK),

Secretary: Priscila Vergueiro (Brazil)

[テーマのポイント]

- ・ 契約分割による租税回避：建設事業やサービス事業において、契約の分割が PE 認定の回避を目的に行われているとして、具体的な事例のもとに説明があった。
- ・ 事業細分化による租税回避：契約分割と同様に、事業の細分化も PE 認定の回避を目的に行われているとして、租税条約における PE 活動の定義に関する追加・修正、あるいは細分化防止規定の導入などの提案がパネルメンバーよりなされた。

- ・対応策：BEPS行動計画6に含まれる主要目的テスト（PPT:Principal Purpose Test）⁽⁵⁾の導入や、租税条約実施に係る多国間協定（2017年6月に67か国署名）に盛り込まれている条約濫用防止規定により、各国での本件問題解決が期待されるとの見解がパネルメンバーから示された。

1 導入

最初に本セミナーのための基礎知識として、英国から参加パネルのJonathan Schwarz氏より、OECDモデル租税条約5条における一般的な恒久的施設（PE）の定義（1項）と建設PEの規定（3項）について説明がなされ、これらの規定は、とりわけモデル条約の7条〔事業所得〕及び3条1項〔“一方の締約国の企業”の定義〕の文脈の中で運用されるとの解説があった。

次にSchwarz氏は、UNモデル租税条約におけるPE定義のルールについて、広範な規定振りとなっている5条3項を参照しながら、「建築工事現場」「建設、据付、組立て計画」「サービス」「プロジェクト」「関連するプロジェクト」といった用語の意味や建設工事現場の存続期間に関して解釈上の問題が存在すると指摘し、用語解釈については条約法に関するウィーン条約の一般原則である第31条1⁽⁶⁾及び第32条⁽⁷⁾、また現場の存続期間についてはOECDモデル租税条約5条コメンタリー・パラ3・19⁽⁸⁾を解説した。さらに、建設工事現場の存続期間の問題に関しては、インド・モーリシャス租税条約第5条3項に関してインドの事前裁定制度により出された判決（AAR/789/2008）⁽⁹⁾に照らしながら、解釈上の困難な点がいくつかあると解説するとともに、契約分割の事例（建設PE認定の基準期間が1年である場合に、工期が22ヶ月に亘る国外における地熱発電所の建設工事契約を2つに区分し、後半11ヶ月分の工事を関連子会社に請け負わせて契約させることにより、

工期を1年以内に短くして建設PE認定を免れようとするもの）を紹介した。

2 契約分割による租税回避

チリからパネル参加のLiselott Kana氏から、建設事業やサービス事業において契約分割がPE認定の回避を目的に行われており、OECDがこの問題にこれまでどのように取り組み、またBEPS行動計画6（条約濫用防止）にどのような指針を定めたかについて説明があった。さらに、BEPS行動計画6に定められた主要目的テスト（PPT）がこの問題に対する有効な解決手段になるだろうと指摘した。

次にKana氏は、5条に関するOECDモデル租税条約コメンタリーの改訂案について触れ、PE認定に関して提言されているアプローチを次のとおり紹介した。

- (1) 関係企業のうちの 하나가総合請負契約者の役割を果たしていないか。
- (2) 二つ以上の企業がパートナーシップのように一つの企業としての役割を果たしていないか。
- (3) OECDモデル租税条約の新29条9項で定める新濫用防止ルールの適用可能性はあるか。
- (4) 同29条9項を採用しない、あるいは固有の濫用防止規定を好む国にとって選択可能なアプローチは何か。

また、パネルメンバーたちは、契約分割をターゲットにしている条約規定の実例について議論し、Schwarz氏が加英条約27条(a)、豪英条約5条(4)、チリ英条約交換公文の規定を紹介した。

最後に、Kana氏が、OECDモデル租税条約コメンタリーの改定案に含まれている主要目的テスト（PPT）について、導入部でSchwarz氏が説明した地熱発電所の契約分割事例に実際に適用した場合を検討し、所与の情報や状況のみで判断する限りにおいては、

2 社はそれぞれ租税条約の特典を得るために契約を締結したと結論付けるのが妥当であることから、特典を認める必要は無いであろうとの見解を示した。

3 事業活動の細分化による租税回避

米国パネルの Mary Bennett 氏は、契約の分割同様、事業活動の細分化による PE 認定回避が問題になっているとして、OECD モデル租税条約 5 条(4)において PE の活動に該当しないとされる“準備的又は補助的活動”についての分析検討を行った。

同氏は最初に、UN モデル租税条約とのアプローチの違いや、この条項にこれまで加えられた修正の歴史的背景などについて紹介した後、BEPS 報告書に基づく解決手段として、①5 条(4)に PE 活動の例外として規定されている活動を全て“準備的又は補助的”な性格の活動に限定する形に修正すること、②新しい細分化防止規定⁽¹⁰⁾を 5 条に盛り込むことの 2 つの提案を示し、①については、“準備的又は補助的”の意味に関する追加的な注釈解説を定める必要があり、また②については、5 条(4)の BEPS 問題は事業の細分化が引き起こすと考えている国にとっては、細分化防止規定を盛り込む場合には 5 条(4)の修正は不要であると補足した。

なお、Bennett 氏は、この細分化防止規定に関しては、事実や状況の判定に関する問題や広義の概念解釈の問題があると指摘し、前者としては、準備的又は補助的活動の場所に事業を行う一定の場所を設けた時期をどのように決定するか、後者については、細分化された活動が一体のものみなされたことにより認定された PE にどれだけの利益を配分すべきかなどの問題が存在するとの見解を述べた。

さらに、同氏は、上記の BEPS 報告書に基づく解決提案は、MLI (租税条約実施のための多国間協定)⁽¹¹⁾を手段として既存の租税条

約に組み込まれることになるが、一番の問題は、その導入について各国間でコンセンサスが得られていないことであり、既に 5 条(4)の修正や細分化防止規定の導入はしないと判断している国も数か国あると指摘した。

4 契約分割及び事業細分化による条約濫用防止への対応

ニュージーランドからの参加パネル Craig Eliffe 氏は、BEPS 行動計画 6 における提案、すなわち、各国がその条約の中でミニマムスタンダードとして条約濫用防止規定を導入することについて概説した上で、新しい PPT 条項 (MLI では 7 条で規定) は多くの国で既存の条約に導入されることが期待されており、また、OECD モデル租税条約と UN のモデル租税条約のいずれにおいても PPT 規定の文言を含めるための改正が行われる予定であると説明した。続いて、新しい PPT 条項と既存の租税回避防止ルールとの関係について述べ、OECD モデル租税条約 1 条のコメンタリーとの関係に関しては、PPT 条項は、既存の租税回避否認ルールを厳格化するものではなく、むしろ既存の原則を成文化 (又は体系化) するものであると結論付け、また、国内の一般的な租税回避否認ルールとの関係については、国内の一般的な租税回避否認規定に基づき再構築された取引に対して条約の規定が適用されることになるであろうとの見解を述べた。

また、Bennett 氏と Schwarz 氏は、OECD 提案の上記解決策を適用するに当たっては、①納税者と税務当局間の紛争に関する解釈上の問題が及ぼす影響、②条約規定の適用に関する OECD モデル租税条約コメンタリーの役割が増大するリスク、③OECD による OECD モデル租税条約の“明確化”の程度などの面で懸念があるとの見解を示した。

5 各国内での対応例

最後に、PE 課税回避スキームに対処する

ために採られている各国内での対応が紹介された。

Schwarz氏は、2015年4月に英国で導入された迂回利益税（Diverted Profit Tax: DPT）について紹介し、関連者取引の利用により実効税額の不釣り合い（相手国で増加する税額が英国で減少する税額の80%より少ない）が発生する場合や、その取引の主要目的（の内の一つ）が租税回避である場合には、この迂回された利益に対しては通常税率（19%）よりも高い税率（25%）で課税される制度であると説明した。

また、Eliffe氏は、2017年にオーストラリアで導入された迂回利益税について紹介し、全世界所得が10億豪ドル以上の多国籍企業を対象に、経済的実体に欠けるオフショアの関連会社と租税回避を主要目的として取引契約に至った場合には、ペナルティとして40%の税率が課される制度であると説明した。

さらに、Eliffe氏は、ニュージーランドで現在、PE課税回避問題に対処するために検討が進んでいる対策を紹介し、非居住者である企業は、その企業のために関連企業がニュージーランドで売上に関連する活動を遂行している場合には、ニュージーランドにPEを有するとみなす制度であると説明した。

セミナーB：自動的情報交換：新しい基準？ 〔Seminar B：AEOI: A New Standard?〕

〔議長及びパネル等〕

Chair： Armando Lara Yaffar (Mexico)

Panel members： Monica Bhatia (OECD),

Alexandra Kadet (Russia),

Mark Matthews (United States),

Xavier Oberson (Switzerland),

Viktoria Wöhrer (Austria)

Secretary： Lucas de Lima Carvalho
(Brazil)

〔テーマのポイント〕

- ・ 現在102か国・地域が共通報告基準（CRS）導入に合意しており、2017年からCRSに基づく情報交換が開始される。
- ・ グローバルフォーラムでは、CRS導入に対する技術サポート、CRS実施状況のモニタリング及びピア・レビューを実施している。
- ・ CRSの実施に当たっては、金融機関における対象者の特定や、情報収集及び情報提供における納税者権利保護などの問題がある。

1 共通報告基準（CRS）とグローバルフォーラムの取組（パネル：Monica Bhatia (OECD)）

現在、102か国・地域が共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）の導入に合意しており、2017年には49の国と地域が、また、2018年には53の国と地域が初回の情報交換を実施することとなっている。また、さらに数か国が近々導入する予定である。

CRSの導入に当たっては、金融機関による情報収集や税務当局への報告を義務付ける国内の法的枠組みが整っている必要がある。現在、合意している国と地域のうち90%が国内の法的枠組みを完了し、3%が部分的に整備しているという状況であり、各国・地域で順調に進められている。また、合意している国と地域の80%において、金融機関による非居住者に関する情報収集が行われている。

自動的情報交換（AEOI：automatic exchange of information）には、二国間（bilaterally）と多国間（multilaterally）の2つの方法がある。2014年OECDモデル条約26条に規定された二国間の租税条約では、二国間でのAEOIを促進させる。しかし、OECDは、多国間での情報交換を通じた自動的情報交換の構築が効果的であるとの見解の下、CRS多国間協定（MCAA：Multilateral Competent Authority Agreement）を策定し、2014年10月に署名が行われた。現在のところ

ろ、92 か国が署名しており、さらに増えることが予想される。CRS MCAA は、税務行政執行共助条約（MAC : the Multilateral Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters）を基礎として、CRS の下で、自動的情報交換を運用するものである。また、CRS MCAA は、どの情報がいつ交換されるのかについての詳細が明示された多国間枠組み合意（multilateral framework agreement）であり、それに基づき加盟国同士での情報交換が有効となる。なお、CRS MCAA は、国内法の整備、データ保護及び機密保持における条件が満たされるまでは運用可能とならない。情報交換は、互いに情報交換したいとの通知が行われた時点で開始される。

また、共通送信システム（Common Transmission System）が2017年8月に開始された。テスト期間後、各国はこのシステムを通じて情報の送信が可能となる。

グローバルフォーラム（税の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラム）では、CRS 導入にあたり、各参加国に対する技術サポートを実施しており、また、CRS の実施状況について、モニタリングとピア・レビューを実施している。グローバルフォーラムは、2015年以降、CRS 実施に関する各国の進捗状況を法的面及び運用面の両面から定期的にモニタリングし、G20 に報告している。また、CRS の下、安全な環境での AEOI の実施を確保するために、秘密保持の規定や守秘義務履行などについて専門家による検討も実施している。さらに、2019年には、コンプライアンスの査定や AEOI の有効性のモニタリングを行うための専門家による評価プロセスを導入する予定である。

2 CRS と FATCA の関係（パネル：Mark Matthews（米国））

2010年、米国は、FATCA（US Foreign

Account Tax Compliance Act）を制定した。これは、世界中の国外金融機関に対し、米国の顧客に関する口座の詳細を IRS に報告するように求めたものである。

米国 FATCA 合意（2012）は、各合意国の金融機関が収集した米国顧客の情報を、その国の税務当局を通して IRS に提供するものとして合意されたものであり、CRS のモデルとなった。

米国の CRS 参加については、現在、政治立法環境が不安定ということもあり、情報交換の促進や、米国が CRS への参加に向かうような立法は、期待できない状況である。

また、IRS は、受領した情報の活用など、効果的な FATCA の実行に制約がある状況である。

基本的に米国は CRS のノンプレーヤーであるが、将来的には動きがあることを期待している。

3 AEOI とマネーロンダリング防止法（AML）の関係（パネル：Viktoria Wöhrer（オーストリア））

CRS と行政共助に関する EU 指令（EU DAC ; Directive on Administrative Cooperation）では、受動的非金融事業体（passive non-financial entities）の支配者を特定するために、マネーロンダリング防止法（AML ; anti-money laundering）における受益所有権（beneficial ownership）の定義を用いている。AML の受益所有権は、その企業で 25% を超える株式あるいは議決権を直接的または間接的に保有するか支配する者と定義されている。信託の場合、定義には、清算人、受託者、保護者、受益者の他、効果的な管理を行っている者が含まれる。EU DAC では、税務当局は AML 情報にアクセスしなければならず、AML では、加盟国は受益者を国の登録制度に登録することが要求されている。

なお、受益所有権の公的登録は、フランス

で違憲とされており、これについては議論が進行中である。

4 AEOI の課題（各パネルの意見）

- Xavier Oberson（スイス）：金融機関における CRS の実施については、居住又は非居住の決定、その者が金融機関であるか否か、その役割は能動的か受動的か、支配者は誰なのかなど、特定するに当たって非常に複雑な問題がある。
- Armando Lara Yaffar（議長）：CRS 規定には不明確な部分が多く存在する。例えば、二重国籍を持ち CRS への非参加国に金融口座を持つ場合や、ビットコインなど CRS の範囲外になるケースも考えられる。
- Viktoria Wöhrer（オーストリア）：情報交換においては、広範な個人データの収集、個人データの公的機関への伝送、公的機関から別の公的機関への情報の移動など複数の収集及び移動が生じるため、納税者のデータ保護の観点から、さらなる検討を行う必要がある。また、データ保護と同様に、目的の正当性や法律的根拠などについても、情報交換の必要性と比較することが必要である。さらに、莫大な金融データの伝送について、データ保護の安全基準を遵守しているかどうかを確認する必要もある。

5 今後の展望（パネル：Armando Lara Yaffar（議長））

AEOI は普及してきており、今後も拡大していくであろう。そこには多くの課題があるが、グローバルフォーラムでは、課題解決のために実質的な取組を行っている。

CRS は発展途上国にとって大きな課題を意味するものである。グローバルフォーラムからの支援を得ることもできるが、もし CRS を遵守しなければ、ブラックリストに登載されるか、あるいは世界銀行から資金を得られなくなるという可能性もある。さらには、G20

から CRS を遵守するよう大きなプレッシャーもあるであろう。

セミナー C：費用分担契約

[Seminar C：Cost-Sharing and Cost Contribution Arrangements]

〔議長及びパネル〕

Chair: Sam Maruca (United States)

Panel members:

Graeme Cooper (Australia),
Marlies de Ruyter (Netherlands),
Luciana Rosanova Galhardo (Brazil),
David Rosenbloom (United States)

Secretary: Lauren Ann Ross (United States)

〔テーマのポイント〕

- 費用分担契約において、参加者が受け取る利益は、その参加者の貢献度と一致する必要がある。また、貢献度は、価値で評価されるものである。
- 期待利益がない、または、契約上のリスクに対して影響力を行使できない場合は、費用分担契約の参加者とはなり得ない。

1 背景（パネル：Sam Maruca（議長、米国））

議長から、費用分担契約の背景について、次の説明がなされた。

費用分担契約（Cost-sharing and cost contribution arrangements）は、多国籍企業が有形資産の開発や無形資産の開発（多くの場合は無形資産の開発であるが）、あるいはサービスの実施において、資金の共同出資とリスク共有のために長期にわたり活用してきた契約である。

費用分担契約の利点は、参加者が投資に応じて資産を所有するため、ライセンス契約の必要がなく、移転価格問題も発生しないとい

うことである。

費用分担契約における重要な点は、参加者が受け取る利益が、その貢献度と一致することである。利益と貢献度の不一致は、多国籍グループ間における所得移転の機会を作り出す可能性がある。

また、既に形成された無形資産の利用などを目的として、その費用分担契約に新たに加わる際に移転持分の支払い（Buy-in 支払い）が行われるが、Buy-in 支払額の不適正な価格評価が所得移転の機会となる可能性があるとして、近年の懸念事項となっている。

2 ケーススタディ

ABC は、自国の上場会社である。創立から 10 年間、海外に関連会社を有していない。ABC は、自国で無形資産の開発を行い、それを活用した製品で事業を展開している。ABC には約 150 名の従業員が在籍し全員国内に配属されている。ABC は、製品の 2 世代に渡る商品化に成功し市場を牽引して利益をあげている。

事業の成功から 10 年後、ABC は、多額の資金を投入して、全株式を保有する子会社 XYZ を立ち上げた。XYZ の目的は、ABC の事業を地理的に拡大させることである。XYZ は低税率国に籍を置き、15 人の現地採用従業員がいる。ABC と XYZ の従業員の給与は、現金と ABC の株価に連動した株式報酬である。ABC と XYZ は費用分担契約を結ぶことに合意し、その契約の下で次の 2 つの費用を共有する。

- ・ ABC の無形資産を第 3 世代に引き継ぐためのコスト
- ・ 管理上の（会計、法務、保険サービスなどの）サービスコスト

上記費用の 3 分の 2 を ABC が、3 分の 1 を XYZ が負担する。また、共同事業に成功すれば、第 3 世代の無形資産について、ABC は自国内のみでの利用権利、XYZ は ABC の

所在地国以外での利用権利を得ることになる。

以上のケーススタディに基づき、次のとおり OECD 移転価格ガイドラインに基づいたアプローチが紹介され、その後、ブラジル、オーストラリア、オランダ、米国のそれぞれのアプローチ方法について各パネルから紹介がなされた。

3 OECD 移転価格ガイドライン（パネル：Marlies de Ruyter（オランダ））

(1) OECD 移転価格ガイドラインの改訂

費用分担契約に関する移転価格ガイドラインの見直しは、BEPS プロジェクト行動計画 8-10 の重要な部分である。既存の移転価格ガイドラインでは、費用分担契約に基づく貢献度は、コスト又は価値のいずれで評価してもよいという規定であった。そのため各参加国は、評価について異なる立場を示し、このことが BEPS の原因ともなっていた。またこれにより、OECD ガイドラインの第 8 章「費用分担契約」は改訂されるべきとの認識がもたれていた。このため OECD では、第 1 章のリスク分析のフレームワーク、第 6 章の無形資産、第 7 章のグループ内役務提供の見直しに続いて、第 8 章の費用分担契約の見直しを実施した。

(2) 費用分担契約とは

費用分担契約は、無形資産、有形資産又はサービスにおける共同開発・共同生産あるいは取得について、それらに対する貢献やリスクを共有するため、企業間で結ぶ特有の契約上の取決め（contractual arrangement）であり、各参加者は、各々の事業に対し、これらの無形資産、有形資産、サービスがもたらす利益を期待するものであると理解されるところである。

費用分担契約の前提は、契約の経済的属性が同様である場合には、これらの契約における期待利益（expected returns）も同様であるべきということである。もちろん契約内容

が異なる場合（例えばリスク配分が変わるなどの可能性があるが）、そのような状況については考慮する必要がある。

したがって、実際の取引を明確にするために、同じ分析的フレームワークが適用されることとなる。OECD 新移転価格ガイドラインでは、費用分担契約の分析は第1章に記載された分析フレームワークに従うこととなっている。

費用分担契約の分析は、契約上の取決めから開始することとなる。商取引に関わる全ての取決めを考慮することが重要である。CCA 参加者ではない当事者による DEMPE 機能への貢献もまた考慮されるべきである。

第1章では、契約上の取決めから開始し、それが実現されているかを確認するために各当事者の活動を確認することとなっている。各当事者の実際の活動は、契約上の取決めを補完または置き換えるかもしれない。

また、第1章では、リスク配分に係る実際の取引を明確にするためには分析的リスクフレームワークが適用されるということが、特に述べられている。評価困難な無形資産を含む無形資産の評価や、価格設定のためのガイドランスも同様に適用可能であると述べられている。

費用分担契約を分析する際には、全てのガイドラインが関係していることに留意する必要がある。

(3) 費用分担契約の何が特別か

独立企業間での経済的結果（arm's length outcome）を得るためには、評価が重要である。この評価が費用分担契約の難しい部分である。貢献全体に占める各参加者の貢献価値の配分割合は、各参加者の期待利益全体に占める配分割合と一致する必要がある。全体的な期待利益を評価することが困難なため、貢献を比例的に配分することは難しく、また、状況によっては非常に困難である。

(4) 利益

まず、今後の継続的な利益を考慮する必要がある。これは、開発 CCA の典型である。利益は、コストが発生し製品化された後に具体化される。

一方で、現在の利益を実現するというものが、サービス CCA の典型である。これは、サービスのコストを分担し、そこから利益を得るという形態である。

重要なのは、その事業を通じて利益を得る可能性がないなど期待利益がない場合、または、契約上のリスクをコントロールする権限がなく、契約上のリスクに対して影響力を行使できない場合は、費用分担契約の参加者とはなり得ないということである。

利益の価値を決定するには、独立企業基準（arm's length basis）が必要である。また、利益が評価困難な無形資産に対する権利である場合や、契約が長期間に渡る場合など、利益の配分に影響を与えるような環境の変化が生じる場合には、それらを反映するための調整が必要となることがある。

(5) 貢献

貢献を分析するためには、現在および既存の貢献が考慮されなければならない。

このケーススタディでは、ABC が負担する3分の2、XYZ が負担する3分の1の費用は独立企業間価格ではない。このケースでは、どのような価値が生み出されるのか詳細が述べられていないため、取引実体の詳細について、例えば、ABC、XYZ は、この無形資産を発展させるためにそれぞれどのような貢献を行っているのか、どのようなリスクを負担したのか、XYZ の15名の従業員は実際にどのような機能を果たしたのか、また、期待される利益はどの程度となるのかなどを確認する必要がある。

もし、提供された貢献と利益配分の割合が異なる場合、その調整のための支払いを行う必要が生じる。

重要なのは、全ての貢献が価値で測られることである。

貢献が既存の評価困難な無形資産に関連する場合は、それに対応するガイダンスを適用する。

貢献を価値で評価するのは難しいかもしれない。ビジネスによっては、コスト基準で計算する方がいいということがあり、OECDはそれも認めている。しかし、その場合、現在の貢献の機会費用 (opportunity cost) を既存の貢献の相対的価値に含めなければならない。

(6) 参加、脱退、終了

事実は何らかの変更があった場合は、貢献と利益の再評価が必要となる。例えば、一参加者が抜けた場合など、結果として、Buy-in、Buy-out の支払が必要な場合がある。

4 ブラジル (パネル : Luciana Rosanova Galhardo (ブラジル))

(1) ブラジルの規定

ブラジルにおける費用分担契約 (CSA ; cost-sharing agreements) は、一般的ではなく国内法では定義されていない。

ただし、地元企業や多国籍企業が管理業務や無形資産に対する費用負担に関与することがある。

判例によると、CSA は次の基準を満たし明確に定義されている場合に有効である。

- ・費用対効果の測定に関する明確な基準と発生した費用の詳細な記述がある。
- ・契約は、一貫性をもって適用される。
- ・共有活動は一般的に認められた会計原則が共同活動に使用される。
- ・費用はデビットノートで精算される。
- ・対象となる活動はその企業の中核活動の一部ではない。
- ・契約には、いかなる報酬、価格、利鞘も含まれない。

これらの要件が満たされれば、費用の支払に対する課税はなく、利益を生むために必

要な経費、例えば、管理業務的なサービス費用や、会計費用、法務費用などは控除されることがある。

(2) 費用分担契約の現状

ブラジルでも CSA は可能であるが、研究開発費に関するものは、あまり一般的ではない。また、ブラジルでは、税法等の制限により、ロイヤルティの控除、非居住者へ支払われる研究開発コストの控除が限定的となっている。

しかしこの状況は変わってきている。例えば、商標、ソフトウェア、データプラットフォームなどの無形資産を扱うことが増えてきている。課題は、資産の特定と評価である。

5 オーストラリア (パネル : Graeme Cooper (オーストラリア))

(1) オーストラリアの規定

オーストラリアの移転価格に関する国内法は、2012 年及び 2013 年に改正され、2010 年の OECD 移転価格ガイドラインに沿ったものとされた。更に 2016 年 7 月の改正により BEPS 行動計画 8-10 を反映したものとなっている。

今後は、2017 年 7 月の OECD 移転価格ガイドラインを考慮に入れた改正が行われる予定である。

(2) 費用分担契約の現状

オーストラリアでは、CCA (Cost contribution agreement) と呼ばれているものはあまり一般的ではない。例えば、開発した無形資産を低コストの国外子会社に移すソフトウェア会社はあまりない。しかし、無形資産を考案した人たちが国外、例えば無形資産のための資金が集まるカリフォルニアに出国する (考案者の頭の中の無形資産がカリフォルニアに移る) というようなケースはある。このように、オーストラリアでは、開発 CCA の考え方をあまり有していない。

一方で、金融、IT のアウトソーシング、鉱

業には、CSA (Cost sharing agreement) が多く見られる。様々な地域でサービスを共有しており中には低税率の地域もある。

CCA に関しては、1995 年の OECD 移転価格ガイドライン第 8 章に近い内容のガイドライン (TR2004/1) がオーストラリア税務当局 (ATO) から発行されている。

TR2004/1 によると、契約はビジネス上の意味を有する必要がある、また、経済実態と合致していなければならないというものである。

これは非常に重要なことである。また、これは指導ではなく脅しである。ビジネスに必要なケースであったと納得させると言うのである。

そして、ここでの質問は、なぜ自身の経済的な利益に基づいて活動している納税者にとって、自身による技術開発よりも、CCA を締結することが、ビジネスとして意味をなすのかというものである。もし商業的に意味をなさない場合は、関係を再分類し、再評価するというのである。言い換えれば、その取決めを税務上尊重しないということである。

TR2004/1 は、CCA に関して認められるもの、争いのあるものについて 17 の例示を挙げている。この例示の一つがケーススタディと類似しており、例示に添って以下のとおり検討した場合、ATO は、このケースの CCA の取決めについて税務上考慮しないということとなる可能性がある。

①なぜ、ABC にとって、自身でテクノロジーを開発、活用することよりも、CCA を締結するほうが、ビジネス上の意味を成すのか。

②これは、CCA 参加者 (ABC と XYZ) の貢献が適性に評価され、取決めによる期待利益が ABC と XYZ に適正に配分されているという証明では、十分な説明とはならないと考えられる。

③更に、XYZ の期待利益に対する配分が、

コストの配分に適正に反映されているとしても、なぜ、独立企業である ABC が期待利益を XYZ に配分するという合意を行うのかという疑問が残る。

これについての私の考えは、ATO は、脅した内容を実行し、取決めの本質を再アレンジするということであろう。しかし、この結論に至る経緯については議論の余地がある。

6 オランダ (パネル : Marlies de Ruiter (オランダ))

オランダは、2001 年に、費用分担契約に対する貢献の評価について、貢献は価値で測られるべきでありコストで測られるべきではないという法律を制定した。また、2013 年の移転価格規定により、OECD の推奨する新しい分析的リスクフレームワークと同様のリスク評価アプローチを既に有している。このように、オランダの移転価格ガイダンスは、ポスト BEPS プロジェクトである OECD の CCA ガイダンスと一致しているため、BEPS プロジェクトの前と後で、大きな違いはない。

7 米国 (パネル : David Rosenbloom (米国))

(1) 米国の規定

米国で「費用分担契約 (CSA ; cost sharing agreement)」と言うと、無形資産の開発に関連したもののみを意味する。サービスコストの分担に関する契約は、CSA には含まれず米国規則によって定められた「サービス分担契約 (shared services arrangement)」に該当する。この規則は、比較的新しく、費用分担 (cost sharing) とは全く別のものである。なお、米国では、OECD の移転価格ガイドラインはフォローされていない。

CSA における評価について、米国の税務当局 (IRS) は、独立企業メソッド (arm's length method) を主張している。私の意見としては、何十億ドルという価値のある無形資産の国外流出を招く間違った規則である。米国の多国

籍企業は、この規則を使って国外への移転を行ってきた。また、IRSは、価値評価のルールを発展させてきたが、近年4つの裁判で敗訴しており、この価値評価のルールは非常に不足していると考えている。

(2) 費用分担契約の現状

米国の費用分担契約のほとんどは（私はその全てだと思うが）、無形資産の開発に関連するものである。ここでの大きな問題の1つは、無形資産の定義である。定義では、特許、デザイン、ノウハウなど明らかな無形資産を列挙した後、「他の類似アイテム」で終わっている。また、営業権（goodwill）、継続企業価値（going concern value）、有能な従業員の配置（workforce in place）、残存価値（residual value）は、定義のリストから除外されている。

(3) 主な問題点

米国のシステムには3つのポイント（pressure points）がある。

まず、1つ目は、利益が貢献に見合っているか、また、どのように利益を決定するかということである。

2つ目は、これは訴訟の対象にもなっているが、貢献とはどのようなものか、また、何をコストプール（cost-pool）で共有できるのかということである。この点について米国では、株式関連報酬、つまりストック・オプションが大きな問題となっている。シリコンバレーでは、株式関連報酬は重要な報酬の形態である。もしコストプールから株式関連報酬を除外するならば、コストプールは小さくなり、シェアされるコストも小さくなってしまう。これは、特にIT業界においては大きな問題である。米国では、株式関連報酬に関する大きな裁判が2件（Xilinx事件⁽¹²⁾、Altera事件⁽¹³⁾）あり、そのどちらもIRSが敗訴している。

3つ目は、バイイン問題（buy-in question）と呼ばれているものである。無形資産の開発は、まっさらな状態（Green field situation）、

つまりゼロからの開発ではなく、Amazonのケースのように、既存の無形資産の存在があり、そこから更に開発しているのである。Microsoftでは、Wordの第二世代を開発しているが、第二世代の開発に取り掛かる前に、彼らはどのように既存の無形資産（第一世代のword）の評価を行うのであろうか。

米国における大きな問題は、①株式関連報酬のコストはシェアされるべきか、②既存の無形資産に対する契約への参加に当たり、いくらのbuy-in 価格が支払われるべきかという二つの問題である。なお、米国規則では、費用分担契約について、全て独立企業原則（arm's length）を適用するとしている。

(4) 株式関連報酬

Xilinx社は非常にクレバーであり、米国規則の独立企業原則（arm's length）に則って、非関連企業は費用分担契約において株式関連報酬の費用をシェアしないと証拠を提出した。裁判所は、これを受け入れXilinx社の費用分担契約についても、株式関連報酬の費用は分担される費用に算入しないと判断した。

ただし、私の意見では、この証拠は非常に疑わしいと考えている。株式関連報酬は、一般に、支配下にある企業（controlled entities）の場合と、支配下にはない企業（uncontrolled entities）の場合とでは、状況が大きく異なる。また、米国では、特にテクノロジー産業ではリスクを削減するために株式を活用する。Xilinx社もアイルランド子会社（Xilinx Ireland社）も株式価格を注視していた。

(5) バイイン問題（buy-in question）

バイイン問題の多くが訴訟の対象になっている。最近敗訴した2つのケースは、Veritas事件⁽¹⁴⁾とAmazon事件⁽¹⁵⁾である。

Amazonのケースでは、彼らが移転した無形資産に対するバイイン価格は、2億6400万ドルであった。これに対してIRSは、Amazon社は全事業をルクセンブルクの関連会社に移転しているので、バイインの評価額

は未公開株式投資会社が Amazon のヨーロッパ事業に支払う額をベースとすべきであるとして、正しい価格は 31 億ドルであるとの主張を行った。IRS の主張は、移転した無形資産の評価は、全体としてしか評価できないというものであったが、裁判所は、それぞれの無形財産の価値を個々に評価すべきであるとの判断を行った。

しかし、無形資産の価値を個々に評価することは非常に困難であり、そうした評価後の残存価値に莫大な価値が見出される。

セミナーD：事前確認制度と国際課税の情勢
[Seminar D: Advance Pricing Agreements and International Tax Aspects]

[議長及びパネル等]

Chair: Bruno Gibert (Partner – CMS Bureau Francis Lefebvre, France)

Panel members:

Shefali Goradia (Partner – BMR Advisors, India),

Matthew Frank (Principal – KPMG, USA),

Max Lienemeyer (Head of Unit – EU Commission, Belgium),

Monika Laskowska (Partner – PWC, Poland),

Yuko Miyazaki (Head of Group – Nagashima, Ohno & Tsunematsu, Japan)

Secretary: Celine Pasquier (France)

[テーマのポイント]

- ・各国の事前確認制度 (APA) の比較：司会の Bruno Gibert 氏を含む各パネリストから自国 (フランス、インド、日本、ポーランド、米国) の APA 制度の説明があり、比較検討が行われた結果、フランス・米国における中小企業への簡易手続の適用や、日本にお

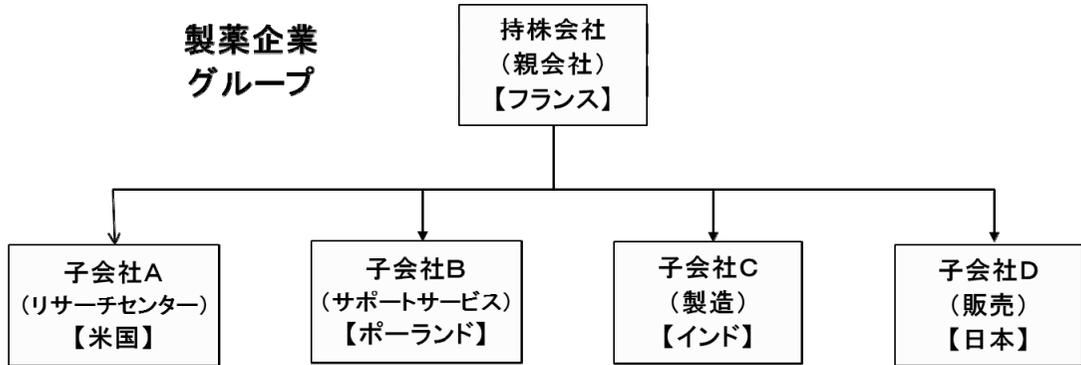
ける中央当局ではなく地方当局レベルでの審査実施などが特徴的なものとして紹介された。

- ・国際課税における APA の役割：移転価格調査、二重課税、相互協議は増加傾向にあり、それらが納税者にとっての不確実性の根源となって APA への依存度の高まりにつながっているとの指摘があった。

1 米国、アジア、欧州の APA 制度の現状

本セミナーは、各国のパネルメンバーが、製薬企業グループのケース・スタディ (下図参照) を利用して自国の APA 制度について紹介するという形で進められた。この製薬企業グループは、フランスの持株会社を親会社として、米国にリサーチセンター機能を果たす子会社 A、ポーランドにサポートサービス機能を果たす子会社 B、インドに製造機能を果たす子会社 C、日本に販売機能を果たす子会社 D という組織構成になっている。

最初に、この製薬企業グループのケースに当てはめた場合、自国でどのような APA 締結が望ましいかという質問に対して、各国の答えは、フランス、日本、ポーランド、米国は二国間又は多国間 APA が望ましく、インドでは二国間 APA のみが望ましいという回答であった。また、親会社 (アウトバウンド取引) と子会社 (インバウンド取引) の立場が入れ替わった場合はどうかという質問に対しては、基本的に、アウトバウンド、インバウンドによる取扱いに差異はないというのが各国の回答であったが、インドでは実態としてアウトバウンドの APA はほとんどないと回答であった。さらに、他の事業の場合ではどうかという質問に対しては、基本的に事業種類による取扱いに差異はないというのが各国の回答であったが、インドでは自動車産業などについて特別な配慮を要するとの回答であった。



次に APA の担当部署はどこかという質問に対して、各国ともにバイ（二国間）やマルチ（多国間、三か国以上）の APA については中央当局の APA チームが関与するとの回答であった。そして、フランスやポーランドは中央当局の APA チームのみが担当するが、インドではバイやマルチについては CA（相互協議担当者）も担当するとの回答であった。日本については、国税局の APA チームが審理も含めて全体的な手続を担当し、バイやマルチ APA については追加的に CA も関与するとの回答があり、また米国については、移転価格の調査担当者も関与するとの回答があった。なお、いずれの国も限られた人員で対応しており、APA プロセスは長期化の傾向にあるとのことであった。

次に APA 申請書類の要求事項はという質問については、各国ともに OECD や EU が推奨するものと同等のドキュメンテーションを要求しているとの回答で、フランス、インド及び日本は他国と締結した APA の詳細についても提出要求があり、ポーランドについては事業予測資料の提出が義務付けられているとの回答であった。

また、複雑度による閾値の設定、つまり極度に複雑な事案については受け付けられないなどの基準はあるかという質問については、各国ともにそのような基準はないと回答したが、ポーランドやインドでは、取引額に応じて

APA の手続に料金を課しているため、ある意味で閾値を設けているといえるかもしれないとのことであった。また、中小企業に適用される特別な手続はあるかという質問に対しては、各国とも基本的にはないと回答であったが、フランスや米国には特別なファースト・トラック・プロセスがあるとの回答であった。

次に APA のプロセス、つまり申請後から締結までの手続については、所要期間については 2 年から 5 年、ただしユニ APA の場合は 1 年から 2 年であり、各国ともに事前の相談が可能で、フランス、インド、米国では匿名での相談も受け付けるとの回答であった。また、確認対象期間が 2 年から 5 年に及ぶ APA については年次報告書（APA を遵守した申告となっているかどうかの報告書）を義務付けており、フランス以外はロールバック（APA の内容を確認対象期間前の既に経過している年度にも適用すること）も認めているとの回答であった。

最後に APA の締結について（ここでは基本的にバイやマルチの相互協議を含む APA のことを指していると思われる）は、調査担当者は米国を除いて関与しないとの回答で、また、フランス及びポーランドでは確認対象取引が他方の国で PE と認定されないことを確認する旨を APA に含めて合意することも可能との回答であった。

2 EUの国家補助とAPA

最初に国家補助規制とAPAの問題について、EU委員会からパネルとして参加していたMax Lienemeyer氏より説明があった。

国家補助(State Aid)については、特定の経済活動の奨励や産業保護のために国のリソースを利用して特別な優遇措置を付与(補助金の交付、無償保証、税の減額等)することであり、EU競争法の一部である国家補助法により、域内の企業間の平等な扱いや公正な競争を確保するため、この国家補助に対する規制が行われているとの説明がなされた。そして、これまで国家補助違反と判断された実例としては、スターバックス社に対するオランダでの税の優遇措置(2015年10月)、フィアット社に対するルクセンブルグでの税の優遇措置(2015年10月)、ベルギーの超過利益スキーム⁽¹⁶⁾(2016年1月)、アップル社に対するアイルランドでの税の優遇措置(2016年8月)があり、そして、現在もアマゾン社、マクドナルド社などについて調査が進行中とのことであった。

続けてLienemeyer氏は、このような各国の個別的なタックス・ルーリングを利用した優遇措置が違法かどうかをどのように査定しているかについて、基準は独立企業間価格であり、EU域内の公平な競争を確保するのが目的であることに照らせば、独立企業間価格は市場の取引条件を反映する価格として相応しいものであると説明した。さらに同氏は、EU委員会は、OECD移転価格ガイドラインを国際的コンセンサスを得ているものと承認しており、ガイドラインを遵守していれば違法な国家補助とは判断せず、独立企業間価格の不履行が明らかなケースを調査していると説明し、APAとダブルスタンダードで調査をしているわけではなく、APAの脅威にはならないとEU委員会を擁護する見解を示した。

これに対して他のパネルメンバーからは、EU委員会はAPA締結済みの取引に調査を集

中させており、事実上2つの独立企業原則が作り上げられていると批判的な意見も出た。

3 APAと透明性(情報交換や公表への動き)

最初に日本から参加パネルの宮崎裕子氏より、OECDのBEPS行動計画5の中で、タックス・ルーリングに関する税務当局間の自発的情報交換を義務付けるフレームワークの構築という目標が掲げられており、このタックス・ルーリングにはユニAPAも含まれるとの説明があった。

続いてEU委員会のLienemeyer氏から、EUにおける税の透明性に関する提案について説明があった。同氏は、その一つとして、2017年1月から施行されている税務当局間のルーリングに関する自動的情報交換を挙げ、2017年1月以降のルーリングについては2017年9月30日まで、2016年12月以前5年間のルーリングについては2018年1月までに情報交換を行うものであると説明した。2つ目としては、2017年6月から施行の税務当局間のCbCR情報の交換を挙げ、これは多国籍企業についてBEPS行動計画13と同様の情報を交換するものであると説明した。また、3つ目としては、EU委員会が提案している公開CbCRを挙げ、これはこれまでの情報交換制度とは別の特定情報を公開する取組で、現状ではAPA情報は除かれているが、APA情報も10年以内には公開になる見通しであるとの説明があった。

4 APAに将来はあるのか?

司会のBruno Gibert氏より、BEPSの影響という観点から、各国の税務当局が積極的な調査やユニラテラルな政策を展開したことにより二重課税が増加し、それに伴い相互協議事案も2006年から2015年の10年間で2.5倍、特に2014年と2015年の2年間だけで30%以上も増加しているとの状況説明があった。そして、Gibert氏は、そのような状

況の中で不確実性を懸念する納税者は、APAへの更なる期待を抱き、新たな代替アプローチの構築についての期待を高めているとの見解を示すとともに、パネルメンバーに意見を求めた。

パネルメンバー（ポーランドの Monika Laskowska 氏、米国の Matthew Frank 氏、日本の宮崎裕子氏）は、そのような将来に有効な代替アプローチとして、まず、義務的な仲裁メカニズムのような紛争解決メカニズムを挙げ、EU の仲裁協定（EU Arbitration Convention）や二重課税紛争解決指令（EU Directive on Double Taxation Dispute Resolution、2017年5月導入）などを例として示した。また、税務当局間の移転価格調査における協力として、同時調査、共同調査、OECD-ICAP（International Compliance Assurance Program：国際的コンプライアンス保証プログラム）⁽¹⁷⁾などのような協力が今後も期待されるとの見解を示した。さらに、バイ及びマルチ APA の活用におけるベスト・プラクティスを発展させることで紛争を回避する方向を目指すことも一つの解決手段であるとの意見もあった。

司会の Gibert 氏は、本セミナーの結論として、EU の国家補助やその規制、さらには情報交換分野の進展など環境の変化は見られるものの、APA は納税者にとって依然として持続的に利用可能なツールとして存在しており、将来も同様に継続していくものと考えられるとのコメントを残した。

セミナー E：IFA/OECD 多数国間協定

〔Seminar E - IFA/OECD The Multilateral Instrument〕

〔議長及びパネル等〕

Chair: Wolfgang Schön (Germany)

Panel members:

Guglielmo Maisto (Italy),
Maikel Evers (OECD),
Pascal Saint-Amans (OECD),
Johann Hattingh (South Africa),
Mike Williams (United Kingdom)
Secretary: Selina Reif (Germany)

〔テーマのポイント〕

- ・多数国間協定（MLI）は、MLI の対象とする二国間条約及び対象とする MLI の規定を参加国が選択できるものであり、柔軟性があるものとなっている。
- ・MLI の柔軟性は、各国における BEPS プロジェクトの不均衡な導入の原因となっている。
- ・包摂的枠組み参加国は、MLI に署名する義務はないが、BEPS プロジェクトにコミットする義務がある。
- ・MLI の署名国・地域の全てが、MLI に規定された BEPS プロジェクトのミニマム・スタンダードを選択している。

1 OECD の取組状況

セミナーの開始に当たり、Pascal Saint-Amans 氏（OECD）から OECD における BEPS プロジェクトへの取組内容などについて説明がなされた。

(1) 包摂的枠組み

国際課税問題の新しいグローバルガバナンスとして、包摂的枠組みが機能している。今後 2 年間の焦点は、BEPS プロジェクトの実施であり、BEPS プロジェクトに向けた各国の制度の見直しプロセスが、既に開始されている。また、自動的情報交換（AEOI）が、CRS の下で取り組まれており、まもなく約 50 か国が金融情報の自動的交換を実施する予定である。

(2) デジタル経済

2018 年 4 月までに行われる予定のデジタル経済に関する暫定報告は、決定的かどうか

は分からないが、少なくとも長期的には、地域的な解決策になるであろう。

(3) 税の確実性

BEPS 行動計画 13 の国別報告書に関しては、OECD の「国際的コンプライアンス保証プログラム（ICAP；International Compliance Assurance Program）」により、多国籍企業のリスクアセスメントを各国共同で行うことが可能となる。

2 多数国間協定（MLI）の概要

(1) MLI 策定の背景

BEPS 行動計画を通じて策定される各種措置の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、現存する約 3000 の二国間租税条約を改正するには膨大な時間が必要である。そこで二国間租税条約において BEPS 対抗措置を効率的に実現するための MLI が策定された。⁽⁴⁸⁾

Maikel Evers 氏（OECD）は、MLI の規定に従って二国間租税条約の規定が補完又は修正されることについて、各国のコンセンサスが得られたとコメントした。また、MLI 参加国は MLI の規定の多くについて選択できるものとなっていることから、MLI は柔軟な手段であり、例えば、MLI 参加国が、既存の二国間租税条約のうち MLI の対象とするものを選択できることや、ミニマム・スタンダードに合致する手段について選択できること、ミニマム・スタンダード以外の規定について留保を付すことができることなどから、柔軟性が様々なレベルで達成されていると説明した。

(2) MLI の導入義務

Mike Williams 氏（イギリス）は、OECD 加盟国と包摂的枠組み参加国は MLI に署名する義務はなく、また、BEPS プロジェクトのミニマム・スタンダードへの対応について、MLI への参加とは別の方法を取ることができると説明した。そして、MLI は義務ではな

く手段であり、BEPS プロジェクトにコミットすることが義務であるとコメントした。

さらに、MLI の各締約国は、既存の二国間租税条約のうち、MLI の適用対象とする租税条約を任意に選択することができることとなっているため、MLI 参加国は既存の租税条約のすべてを MLI に含める義務はなく、また、MLI の対象とすることを留保するという選択も可能である旨説明した。

これについて、Johann Hattingh 氏（南アフリカ）は、ドイツ、スイス、モーリシャスを例に挙げ、これらの国は、MLI に署名したが、MLI の対象とした租税条約は、これらの国が締結している租税条約の半分に過ぎないと指摘した。また、ブラジルは、アメリカを除く G20 の中で唯一 MLI に署名していない国であるとコメントした。

(3) BEPS防止措置の選択と国内における手続

Hattingh 氏（南アフリカ）は、MLI 規定の適用の選択について、相互協議に関する義務的・拘束的仲裁規定適用の選択を例に挙げ、選択についての柔軟性は、仲裁規定適用の選択についても反映されるものであり、それは、その国の政治的優先に基づく選択の判断において重要なものであると説明した。また、その一方で、MLI の柔軟性は、BEPS スタンダードの不均衡な導入を許していると指摘した。さらに、MLI に係る国内手続に関して、柔軟性は MLI 自体に盛り込まれているだけではなく、MLI を有効にするために必要な国内の手続においても影響を及ぼすとの見解を示した。

これについて、Guglielmo Maisto 氏（イタリア）は、ほとんどの国において、租税条約は、課税権を制限するものであり、例えば、代理人 PE の範囲拡大など、規定の範囲を増加するオプションは、国内法上の制限によって妨げられる可能性があるとの指摘した。また、BEPS 対策が MLI を通して導入される際に、更なる対応が要求されることになるとコメン

トした。

(4) MLI と二国間租税条約との関係

Evers 氏 (OECD) から、MLI は、その対象として選択された既存の二国間租税条約と同時に機能するものであり、MLI は、租税条約における規定に関して後法として機能するとの説明があった。

(5) MLI 脱退の諸条件

Evers 氏は、MLI からの脱退のための有効なオプションとして、国内法による規定、通知書の撤回などを挙げ、脱退は可能である旨説明した。ただし、既に行われた改正について遡及効果を有せず、実際には、脱退ではなく、更なる選択だけが可能であるとの説明があった。また、もし MLI 署名国が国内法を通して MLI から逃れるならば、それらの国々は国際的義務を果たすことはないであろうとコメントした。

3 MLI のメカニズムと現在の状況

(1) MLI の選択オプション

MLI 13 条 (特定活動の除外を利用した PE の人為的な回避) では、PE の例外とされる準備的・補助的活動を利用した PE 認定の回避に対応するための規定を定めているが、その適用には 2 つの選択肢、及びそのいずれも適用しないという選択肢が設けられている。⁽¹⁹⁾

また、MLI 7 条 (租税条約濫用の防止) では、ミニマム・スタンダードとして 3 つの方式 (①PPT (主要目的テスト)、②PPT 及び簡素版 LOB (特典制限規定)、③厳格版 LOB 及び導管取引防止規定) のいずれかを選択することとしている。⁽²⁰⁾

なお、MLI の対象とする各租税条約のいずれかの締約国がその規定を適用することを選択しない場合は、その規定はその租税条約について適用されないこととなる。⁽²¹⁾

Evers 氏 (OECD) は、MLI のこのような選択オプションについて、上記 PE 認定の回避に対応するための規定を例に挙げ、2 つの

選択肢を含むということは、MLI を通した BEPS プロジェクトの導入に柔軟性があることを示しているとコメントした。また、1 つのオプションが選ばれると、それは、MLI の対象とした条約について適用されなければならない、これが、「compatibility clause」の機能であると説明した。また、留保による非適用の選択もまた可能であるとコメントした。

(2) MLI の導入

Evers 氏 (OECD) は、MLI 導入のプロセスについて、自国が選択した規定を MLI の対象とした二国間租税条約の相手国が選択しないなど、導入はスムーズではなく、実際に導入が困難なケースもあると指摘した。

これについて、Hattingh 氏 (南アフリカ) は、条約濫用防止に関する規定の選択を例に挙げ、PPT のような選択は、柔軟性の度合いを暗示しているが、このことが、MLI 参加国において異なる規定の導入の原因となると指摘した。

また、導入手続に関して Evers 氏 (OECD) は、MLI 導入に際して発生する困難な状況に対して、OECD は情報分析を容易にする導入ツールキットを署名国に提供しており、可能な限りスムーズで簡易となる手続となるように、あらゆる努力を行っているとの説明した。また、MLI の用語等の整理については、ここ数ヶ月のうちに OECD による更なる研究が実施されるとコメントした。

(3) MLI 参加国における BEPS 行動計画の適用状況

Evers 氏 (OECD) は、MLI 参加国における BEPS プロジェクトのミニマム・スタンダード等に関する適用状況について、次のとおり説明を行った。

イ BEPS 行動計画 6 (租税条約濫用防止) におけるミニマム・スタンダードについては、MLI に署名している 71 개국・地域の全てが、PPT を採用している。また、そのうち 12 개국・地域が PPT と併用して簡素

版 LOB を選択しているが、簡素版 LOB を受け入れたのは、4 か国・地域だけである。

ロ BEPS 行動計画 14 (紛争解決手段) については、71 の参加国・地域の全てがミニマム・スタンダードである相互協議手続 (MAP) を採用しており、また、26 か国・地域が義務的・拘束的仲裁規定を選択している。

ハ BEPS 行動計画 7 (PE 認定の人為的回避の防止) については、代理人 PE の新定義が 31 か国・地域で選択されており、また、26 か国・地域が、契約の分割 (各活動を PE と認定されない活動に分割すること) に対処する規定を選択している。

議長の Schön 氏は、租税条約濫用の防止規定を例に挙げ、全ての参加国が PPT を採用しているが、重要な問題は、PPT の適用を継続して保証することであろうとコメントした。

4 結論

最後に、国際課税分野での MLI の将来の見通しについて意見交換が行われた。

Amans 氏 (OECD) は、MLI は重要であり強力なものであるが、それ自体は手段に過ぎないとコメントした。そして、MLI は、将来の変化に対応するためのツールとして活用でき、また、OECD 加盟国による一般的なコンセンサスを得ることはできるが、国際課税については、二国間のままであり、多国間主義へと変化するとは考えていないと述べた。

Maisto 氏 (イタリア) は、これに同意し、多国間主義では、二国間での多大な技術的、政策的必要性に十分に対処することはできないとの考えを示した。

一方、Williams 氏 (英国) は、全ての問題は二国間では解決できないものであるから、MLI と多国間主義は、仲裁協定のようにうまく機能するのではないかとコメントした。

セミナー F : 経済危機と納税者権利の保護～税のモラルとは？

[Seminar F : Economic Crisis and Protection of Taxpayers' Right - Tax Morality?]

[議長及びパネル等]

Chair: Ricardo Escobar (Chile)

Panel members:

Diego Quiñones (Colombia),

Philippe Martin (France),

Christian Käser (Germany),

Michael O'Connor (Canada)

Secretary: Antonio Luis da Silva Jr. (Brazil)

[テーマのポイント]

- ・ 納税者のモラルは、公平な税負担 (Fair Share of Tax) で評価されるが、公平とは主観的な概念である。
- ・ 法令解釈においてモラルは、法の背景として議論されることはあるが、モラルが納税義務を決定するべきではない。
- ・ 一般的否認規定 (GAAR) には、不確実性のある表現を含めるべきではない。GAAR に対する納税者権利の保護のためには、GAAR の適用に当たって明確なガイドラインを示すなど、何らかの制度の導入が必要である。

1 経済危機から現在に至る背景

経済危機から一般的否認規定 (GAAR) の導入、BEPS プロジェクトの立ち上げまでの流れについて、議長の Ricardo Escobar 氏から以下のとおり説明が行われた。

2008 年の経済危機以降、各国の財政が悪化する中で、富裕層や多国籍企業は、支払うべき税金を払っていないとして、メディアや市民たちから非難を浴びた。特に Apple 社や Starbucks 社、Google 社などの大企業は、タックスプランニングのテクニックを使って租税回避を行っていると大きく報じられた。

このような状況から、その後、一般的否認規定 (GAAR) が多くの国で導入された。また、OECD は BEPS プロジェクトを立ち上げ、多くの国が租税回避に対して対策を行う方向にシフトした。

また、このような租税回避の議論のほとんどが、社会的、政治的、感情的な要因を中心に展開されており、「モラル」という言葉が、こうした議論やメディア、税務当局、裁判などで使われている。

2 モラルと公平な税負担 (Fair Share of Tax) に対する認識

Diego Quiñones 氏 (コロンビア) は、納税者の行動について、正しいか間違っているかを判断するという事は、納税者のモラルとしての評価を行うということであると指摘し、このモラルの評価を行うに当たって、よく使用されるのが Fair Share of Tax (公平な税負担) という言葉であると説明した。また、公平な税負担とはどのように判断されるのかという点について、Quiñones 氏は、公平性というのは、非常に主観的な概念であり、誰にとっての公平性なのか、どの基準に照らしての公平性なのかが問題であるとコメントした。

Michael O' Connor 氏 (カナダ) は、公平な税負担について、各国の租税関係の様々なデータを分析した上で、例えば GDP に対する税収の割合が国によって区々であることや、上位 1% の実効税率と残り 99% の実効税率についても国によって差があることなどを挙げ、何をもって公平な税負担といえるのかと指摘した。そして、これらの国の統計資料を調べた結果、いずれも公平な税負担とはいえないとの結論に達したとコメントした。

Quiñones 氏は、公平な税負担は、支払い能力次第であると考える国もあり、そうした国々にとっては、税制度は、税収だけではなく、富の再配分といった追加の財政上の手段でもあると述べた。

Cristian Kaeser 氏 (ドイツ) は、パナマ文書などの報道について、違法なものもあれば、正当なものもあるにもかかわらず、メディアや一般の人々がこれを犯罪のように解釈していることについて「一般大衆の偽善 (hypocrisy of the general public)」と呼び批判した。また、ドイツの家政婦を例に挙げ、多くの家政婦が雇われており、雇い主は社会保障を支払って家政婦を登録すべきであるが、多くがそれを行っていないと指摘した上で、公平は法律を通した制度の尺度であり、モラルは行動を測る基準であるとコメントした。

3 モラルと法令解釈

Philippe Martin 氏 (フランス) は、フランスにおける法令解釈のルールについて、まず初めに法律の条文を考慮し、次に法の論理を考慮して、最後にモラルを考慮すると説明した。そして、モラルは、裁判上の議論において、メインとしてではなく法の背景として議論されることがあるとコメントした。また、フランスの裁判例を紹介し、例えば、贈賄であっても、ビジネスに有用なものであるならば費用として認められる、また、「ショッキング」なタックススキームも、法的に正当ならば用いられると説明した。

Quiñones 氏 (コロンビア) は、解釈を行う者自身のモラルや道徳的ルールが、納税義務を決定するべきではないと指摘した上で、理想的には、行政や司法が納税義務について判断する際には、道徳的に正しい税ではなく、法的に支払うべき税として判断すべきであるとの見解を示した。

4 一般的否認規定 (GAAR) と納税者権利保護

(1) 各国の GAAR

議長は、租税回避に対する一般的否認規定 (GAAR) について、人々が税金を払いたくないのは当然のことであるが、国としては公

平な税を支払わない納税者を追及しなければならない、GAARはそのためのものであるとコメントした。

Kaesar氏(ドイツ)は、アメリカ、ドイツ及びEUのGAARについて次のとおり紹介した。

アメリカのGAARである内国歳入法のセクション7701は、オバマ政権下で制定された判例法である。そこでは、「納税者の経済的立場を有意義な方法で変更する」場合、かつ、納税者が行う取引において「実質的な目的を有する」場合には、取引は経済的実質を有しているとされている。

ドイツの場合は、アメリカの「経済的立場」「有意義な方法」「実質的な目的」という経済的合理性に関する規定に対して、「法の濫用」として定義している。ドイツのGAARは、租税通則法(AO)セクション42IIに規定されており、適切な選択肢がある中で、納税者や第三者にとって法律で想定できない税制上の優位性をもたらす不適切な法的選択がされた場合、濫用が存在するとみなされるとされている。

EUのGAARは、租税回避防止指令の第6条に規定された新しい規定である。ここでは、EU加盟国は、適用される税法の目的に反する税務上の優遇措置を獲得することを主目的とした実体がない取決めは、法人税額の計算上無視するとされている。

(2) GAARの不確実性

Kaesar氏は、GAARに含まれる表現の不確実性について指摘し、GAARの規定の中には、「有意義な方法」、「実質的な目的」、「想定していない税制上の優位性」、「正当な商業的理由」などの曖昧な表現があるが、誰が、正当な商業的理由とは何かを説明できるのかとコメントした。そして「有意義」「実質性」「正当な」という表現は、とても曖昧であり主観的である。このようにGAARは高い不確実性を生み出していると指摘した。

(3) GAARと納税者権利保護

Kaesar氏は、GAARにモラル的な考え方を含めるべきではないとコメントした。Kaesar氏は、GAARの不確実性により、納税者は自身の取る行動が税務当局や裁判所から受け入れられるかどうか分からず、新しい仕組みを創造することが妨げられているが、一方で税務当局は、この不確実性を歓迎しているとの見解を示した。また、税務調査においては、納税者と税務当局との法的な議論になるかもしれないが、GAARの脅威は常にあるとコメントした。

また、Kaesar氏は、GAARを適用するための明確なガイドラインが必要であるとコメントした。その重要な手段として裁判所の制限的な適用を挙げ、裁判所は主観的で一方的な表現を嫌うものであり、裁判所による制限的な適用が、納税者権利の保護には非常に有効であると述べた。

さらに、最も重要な点は、節税自体は悪いことではないことを受け入れ、適切な方法で納税者が納税を行うという基本的な納税者の権利を認めることであると主張した。これにより、不確実性に対する納税者の権利をカバーできると述べた。

Martin氏(フランス)は、GAARの適用に対して、納税者の権利を守る何らかの制度の導入が必要であるとコメントした。そして、GAARを最終的な手段として用いると考えた場合の考えられる制度として、例えば、GAARの適用権限を税務当局の幹部職員に限定し、特別な手順を策定する、または、GAARの適用に当たって、特別委員会を設置するなどのアイデアを示した。

最後に議長は、税のモラルと公平な税負担についての議論は、今後数年続くであろうとコメントした。

セミナーG：企業の役務提供活動に係る国際的な間接課税 — 多国間、国内又は二国間アプローチ

[Seminar D：International Indirect Taxation of Enterprise Services - Multilateral, Internal or Bilateral Approach]

[議長及びパネル等]

Chair: Joachim Englisch (University of Münster, Germany)

Panel members:

Piet Battiau (OECD, France),
Rebecca Millar (University of Sydney, Australia),
Rita De La Feria (University of Leeds, UK),
Yan Xu (Chinese University of Hong Kong, PRC),

Secretary: Karoline Spies (Austria)

[テーマのポイント]

- ・仕向地基準の問題点：事業者間のサービス提供取引に係る間接課税には仕向地基準（役務提供地で課税）の適用が国際的なコンセンサスとなっているが、各国の税率・免税の差異や一貫性の無い規則適用により、租税回避や国際的ミスマッチが発生しているとの指摘があった。
- ・国際的協調：OECD から参加のパネルメンバーから「OECD 国際的 VAT/GST ガイドライン」（2015 年 11 月）の紹介があり、その適用についてパネルメンバー間で分析検討が行われた。

1 仕向地基準の理論と実際の適用上の問題点

最初に司会の Joachim Englisch 氏が、“国際的 B2B（事業者対事業者）サービス提供取引”の概要を述べた後、本セミナーは VAT

（Value Added Tax）や GST（Goods and Services Tax）などの広範囲かつ多段階に課税するシステムを有する間接税に焦点を当てるものである旨を説明した。

次に、英国から参加のパネル Rita De La Feria 氏は、B2B のサービス提供取引に係る間接課税においては、仕向地基準 = Destination Principle（サービスが利用される国で課税）の適用が国際的コンセンサスとなっているものの、ブラジルのように主要国の中でも依然として原産地主義 = Origin Principle を部分的に採用している国もあり、全世界統一的にこの原則を適用することは極めて困難な状況にあるとの見解を示した。一方で同氏は、VAT や GST に仕向地主義を適用する場合、法人所得税で適用される源泉地や居住地という概念に比べて税の競争や回避が困難になり、さらに各国間に税率や免税の差異が無い理想的な制度が整っている場合には、税の不正はほとんど皆無になると説明した。

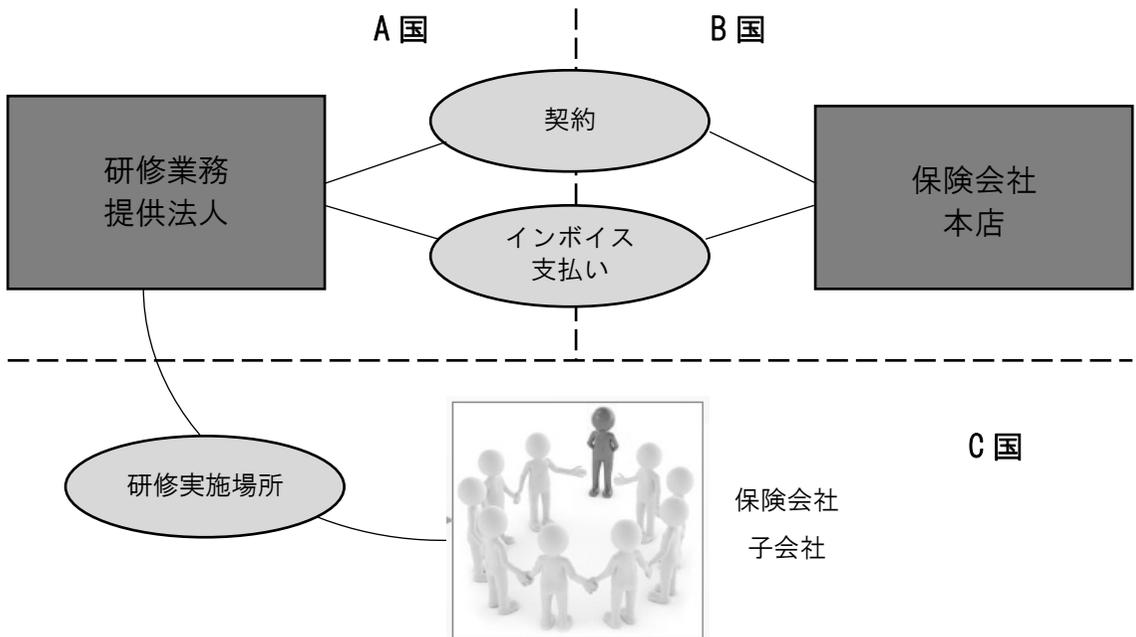
これに対して、オーストラリアから参加パネルの Rebecca Millar 氏は、VAT/GST への仕向地基準適用において現在生じている問題として、課税地決定に関する各国の制度に一貫性の無い原則や仕様が用いられていることによる国際的ミスマッチが生じていると指摘し、続いて、Rita De La Feria 氏から EU の課税地決定ルール、Rebecca Millar 氏からオーストラリアの課税地決定ルール、香港からパネル参加の Yan Xu 氏から中国の課税地決定ルールが説明され、いずれも互いに異なるルールであることが紹介された。

そして、Rita De La Feria 氏より、特にサービス取引に対する VAT/GST 課税において、一貫性の無い仕向地基準の適用が見られ、二重課税や意図しない非課税並びに積極的な租税回避などのネガティブな結果が生じているとの見解が示された。

2 ケース・スタディ

司会の Englisch 氏より、国境を跨ぐ B2B の研修業務の提供に関するケース・スタディ（下図参照）が紹介された。世界規模で活動している B 国本店の保険会社は、職員研修に係る契約を A 国法人と締結し、当該保険会社の C 国子会社の施設でその職員研修の提供を受けるというケースで、B 国本店は、その研修業務に係る契約書の作成、並びに請求及び

決済に関する責務を担うというものであった。このケースを例として、課税地ルールに関するアプローチが異なる場合には二重課税や二重非課税になり得ることが示され、続いて EU、中国、オーストラリアそれぞれの国においてこのケースの課税がどうなるかの説明がなされ、予想通り、各国の異なるアプローチにより異なる結果が生じることが示された。



3 OECD ガイドライン

OECD からパネル参加の Piet Battiau 氏より、OECD の国際取引に係る VAT/GST のガイドライン（OECD International VAT/GST Guidelines (2015年11月)）の紹介があり、OECD 勧告（Recommendation）に基づくものであるため、法的拘束力は無いものの政策的なコンセンサスを示す法的文書であり、モデル条約や移転価格ガイドラインと法的には同じ位置付けのものであるとの説明があった。さらに、同氏より、本ガイドラインには、仕向地主義に基づき課税地を決定するための一連の主要な基準が盛り込まれて

おり（第3章）、国際的な文脈の中で VAT を適用する際の原則的な基準が仕向地基準であることを確認する（同章第1項）とともに、サービスや無形資産の B2B 取引に対する仕向地基準の適用に関して、その供給に係る課税権は、事業上の顧客が存在（恒久的な事業の存在）する国・地域に成立しなければならない（同章第2項）とし、さらに当該第2項の適用に関する顧客の確認は、通常、事業上の契約を参照して決定される（同章第3項）との解説があった。ちなみに、先ほどの保険会社のケース・スタディに本ガイドラインを適用した場合には課税権は B 国にあると容易

に判断できるとのことであった。なお、同氏は、本ガイドラインは仕向地国に VAT を課す義務を定式化するものではなく、単に仕向地国がインバウンドの供給に対して VAT を課す場合の課税権の割当てや徴収のメカニズムの提案をしているに過ぎないと指摘した。その後、参加の各パネルメンバーから、OECD の Soft Law 的なアプローチの長所（修正の柔軟性、解釈面での価値、Hard Law への第一段階）と短所（執行可能性の欠如、税務当局がガイドラインに従うかどうかに関する不確実性、低い認知度）について見解が示された。

次に、司会の Joachim Englisch 氏は、多国籍企業を顧客とする B2B 取引という文脈において生じる具体的な課題やタックス・プランニングの機会について説明し、特にサービスの提供を多国籍企業が受ける場合で、少なくともいくつかの事業所で仕入れ VAT が全額控除になっていない場合には、税額の鞘取りや、積極的なタックス・プランニング機会が発生することになると述べた。これに対して、OECD の Battiau 氏は、サービスの提供を受ける顧客が複数国に事業所を有するような場合の課税権の割当て方法として、ガイドライン（第 3 章 4 項）で提案されている 3 つの方法、すなわち、①直接引渡し（Direct delivery）⁽²²⁾、②直接使用（Direct use）⁽²³⁾、③リチャージ法（Recharge method）⁽²⁴⁾を紹介した。また、オーストラリアの Rebecca Millar 氏は、リチャージ法を用いてケース・スタディを解説するとともに、オーストラリア、ニュージーランド、カナダではリチャージ法が導入されているものの、その適用方法はそれぞれ異なっていると指摘した。香港の Rita De La Feria 氏は、リチャージ法の欠点として、高いコンプライアンス・コスト、顧客リスク、二重課税リスクなどを挙げたが、利点としては、（供給者に対する）適用が容易なこと、複数のユーザーへのサービスをより

正確に配分できること、タックス・プランニング対策に有効であることなどを指摘した。

最後に司会の Joachim Englisch 氏が、現行の非一貫的な仕向地主義の適用は、特定の状況で BEPS のリスクを必然的に伴うと警鐘を鳴らし、OECD がこれまでガイドラインを準備してイニシアチブをとってきたことは評価するものの、まだまだやるべきことはたくさん残っているとコメントして締めくくった。

セミナーH：国際課税の最近の動向

[Seminar H : Recent Developments in International Taxation]

[議長及びパネル等]

Chair: Daniel Gutmann (France)

Panel members:

Tatiana Falcao (Brazil),
Peter Koerver Schmidt (Denmark),
Michael Lennard (UN),
Xavier Oberson (Switzerland),
Diego Quiñones (Colombia),
William Taylor (USA),
Marcos Valadão (Brazil),
Peter Van Dijk (Canada),
Scott Wilkie (Canada)

Secretary: Jonathan Barros Vita (Brazil)

[テーマのポイント]

- ・国内税制の透明性に対する BEPS 効果：ラテン・アメリカ地域においても、BEPS 行動計画に伴い、自動的情報交換（AEOI: Automatic Exchange of Information）に係る制度整備の進展、国外資産の本国回帰（公表）を促す税制の導入、当局間 CbC レポート（国別報告書、以下 CbCR）から公開 CbCR を目指す動きなど、各国で国内税制の透明性を高める努力が進んでいるとの報告が

あった。

- ・ 国外保有企業への課税強化：ラテン・アメリカ地域においても、BEPS 行動計画に沿うように、租税回避行為防止のための CFC 税制（日本における外国子会社合算税制と同様の制度）の導入が進んでいることが紹介された。
- ・ 国際課税における将来の進展：米国における 1986 年以降の主要な税制改正の背景と改正案の概要、人工知能の発達によりロボットへの課税が必要になった場合のその課税の問題、課税問題に関する国連（UN）の最近の作業の動向や期待されている事項などが紹介された。

1 国内税制の透明性に対する BEPS 効果

- (1) 情報交換：ラテン・アメリカにおける最近の改正：コロンビアより参加パネルの Diego Quiñones 氏より、2014 年以降、要請型の情報交換から自動的情報交換にシフトしてきており、メキシコ、チリ、コロンビア、最近のブラジルなど特定の国々にとって、これは BEPS への対応や“協調”に向けて増大する圧力によるものとして見ることができるとの見解が述べられた。また、パナマのような伝統的に源泉地主義を採る国における AEOI の採用は、国際的な圧力や競争に対して金融の中心地としての立場を守ろうとする試みでもあるとの説明があった。さらに、同氏より、ラテン・アメリカ地域においても、FATCA や CRS の導入の下での自動的情報交換の進展が着実に見られる旨の報告がなされた。
- (2) 国外資産の本国への回帰：Diego Quiñones 氏は、ラテン・アメリカ地域の最近の動向として、BEPS への取組並びに恩赦プログラムを伴う租税回避防止規定の整備を挙げ、恩赦プログラムとは、納税者に対してペナルティや課税の緩和（あるいは免除）することにより申告していなかつ

た国外資産の公表や本国への回帰を認めるものであると解説するとともに、ペルー、コロンビア、アルゼンチン、メキシコで最近導入された恩赦プログラムについて概説した。

- (3) 当局間 CbCR から公開 CbCR へ：カナダから参加パネルの Peter Van Dijk 氏は、将来は公開 CbCR（すなわち、CbCR 情報の公表による共有）が責務であるとの見解を示し、当局間 CbCR から公開 CbCR への移行を促進するトレンドについて何点か言及するとともに、様々な国の税の透明性の分野における先導例を解説した。コロンビアの Quiñones 氏は、ラテン・アメリカ地域における最近の改正には、マスターファイルとローカルファイルとともに CbCR を導入したことも含まれているとし、さらに、CbCR の交換に関する相互合意に署名している国もあると説明した。デンマークからパネル参加の Peter Koerver Schmidt 氏は、2017 年 5 月にデンマーク議会で公開 CbCR に関する政策的合意を実現している点についてコメントし、透明性が同国の課題であるとした。一方で、ブラジルから参加パネルの Marcos Valadão 氏は、2015 年にブラジルの議会では BEPS 行動計画 12（タックス・プランニングの報告義務）の実施に関する保全措置が認められなかったと述べ、また、司会であるフランスの Daniel Gutmann 氏は、フランスでは公開 CbCR は憲法に反することになるとコメントした。

2 国外保有企業に係る課税

- (1) ラテン・アメリカの CFC ルール（日本における外国子会社合算税制と同様の制度）：コロンビアの Quiñones 氏より、メキシコは 1997 年、アルゼンチンは 1999 年など比較的古くから導入していた国に加え、最近の BEPS に伴う改正により、2017

年にコロンビア、2016年にチリ、2013年にペルーなど、様々な国々で CFC ルールが導入されているとの紹介があったが、納税者はトラストや公共投資ファンドなど様々な形態を利用しているため、“管理”という概念で CFC ルールを適用するのは困難になってきているとの報告もなされた。

- (2) ブラジルの CFC ルール：ブラジルの Valadão 氏より、1995 年の導入以降、数回の改正を経ている歴史的背景、適用される判例、合憲性などについて解説が行われた。また、租税条約との相互関係について Vale 事件の最高裁判決⁽²⁵⁾をもとに説明がなされた。

3 条約判例法

- (1) Private equity funds はどこで課税されるべきか？：デンマークの Peter Koerver Schmidt 氏より、private equity funds の定義について説明があり、源泉地で事業の場所や PE を持つことを必死に避け、条約恩恵の享受あるいは源泉地国での課税軽減を目的として持株会社やその他の組織形態を利用しているとの指摘があった。そして、同氏は、デンマークの国家租税委員会からの判例⁽²⁶⁾と追随して出された通達について説明するとともに、BEPS 行動計画 7 の PE 認定については依然として不確実性が存在しているとの見解を示した。
- (2) データ・センターとサーバー (PE 認定)：デンマークの Peter Koerver Schmidt 氏が、デンマーク国家租税委員会による判例⁽²⁷⁾を紹介し、同判例は英国、カナダ、スウェーデンといった他国の判例にも沿ったものであり正しい判決であるとの見解を述べ、他のパネルメンバーもまたデンマークの判例に関する見解を展開した。
- (3) 技術的サービス・フィー：カナダから参加パネルの Scott Wilkie 氏より、インドの最高裁の判例⁽²⁸⁾について説明があり、他の

パネルメンバーも交えて議論がなされ、ブラジルから参加パネルの Tatiana Falcao 氏は、UN モデル条約は技術的サービスに関する新しい 12 条 A (源泉地国での課税権を認めるもの) を含むための更新をすべきとの見解を述べた。

4 国際課税における将来の進展

- (1) 米国における税制改正：米国から参加のパネル William Taylor 氏は、現行の米国の連邦税制度について説明した上で、連邦レベルでは付加価値税を有していないため予算の柔軟性に欠ける点や、35%という高い法人所得税率並びに海外子会社の配当や利益の本国還流に対する同税率 (35%) での課税 (外国税額控除有り) により Corporate Inversion 取引⁽²⁹⁾が増加の一途をたどっている点などの問題について解説し、1986 年以来、多くの試みはあったものの主要な税制改正は行われていないと指摘した。そして、同氏は、これまでの主要な改正案や現状のトランプ政権の改正案について概説したが、実際の改正がいつ、どのような形で行われるかはわからないと述べた。
- (2) ロボットに対する課税：スイスからの参加パネル Xavier Oberson 氏は、法律サービス、医者、ホテルなど様々な分野でロボットが利用されており、人工知能 (AI) の発達は、仕事に影響を与えると同時に、所得の損失や追加的な財政的ニーズ (社会保障) を招くことが予想されるとした。同氏はまた、法的実体 (Legal Entity) としてロボットを認識する最近の動向について言及し、もしロボットが法的な人格を持つとするならば、その (ロボットの、又はロボットの使用に係る) 担税力について考える必要、すなわち、納税者、課税標準、税率の定義という問題が持ち上がってくるであろうとの見解を示した。
- (3) 課税に関する UN の作業：ブラジルの

Falcao氏は、UNがこれまで関わってきた作業について説明し、UNから参加のパネルMichael Lennard氏は、最近では透明性が最も重要視されており、新興国・途上国はより多くの国際課税の基準を求めるようになってきているとのコメントを残した。

セミナー I : 外国為替が国際課税に与える影響
 [Seminar I : International Tax Impacts of Foreign Exchange Effects]

[議長及びパネル等]

Chair: Raquel Novais (Partner—Machado Meyer Advogados, Brazil)

Panel members:

Barbara Worndl (Partner—Aird & Berlis LLP, Canada),

Manuel Benites (Partner—Perez Alati, Grondona, Benites, Arntsen & Martinez de Hoz, Argentina),

Holy Goughnour (Senior Director—International Paper, USA),

Oliver Nussbaum (Global Head Taxes and Duties—BASF, Germany),

Rodrigo Brunelli Machado (Partner—Ulhoa Canto, Rezende e Guerra Advogados, Brazil),

Scott Wilkie (Permanent Scientific Committee of IFA, Canada)

Secretary: Bruna Marrara (Brazil)

[テーマのポイント]

- ・外国為替効果に対する課税の主要側面：課税時の主要な判断材料となる利益・損失認識のタイミング、元となる資産の性格付けなどについて参加パネルの間で議論が交わされた。
- ・国別対抗ケース・スタディ：国境を跨ぐ融資・投資・ヘッジ・資金回帰等を目的とし

た5つのケース・スタディについて参加パネルメンバー（5か国）が自国の課税ルールを紹介し、互いにどの国の制度が優れているかを評価した。

1 導入に係る所見

冒頭、ブラジルから司会として参加のRaquel Novais氏は、外国為替は全ての国際取引の構成要素の一つであり、その効果は様々な形で認識され得るとの見解を示し、為替効果の最も難しい側面についてこのセミナーで明らかにしたいと述べた。

カナダから参加のパネルであるScott Wilkie氏は、2009年IFA総会におけるこのテーマの総合報告者でありパネルメンバーの一人でもあったが、当時の報告書では次のような問題や調査結果が示されていたことを紹介した。

- (1) ほとんどの国が所得の計算において外国為替効果を包括的に扱っていない。
- (2) 外国為替の損益を通常所得又はキャピタルゲインのどちらとして性格付けするかについて共通のアプローチが存在しない。
- (3) 計上時期 (Timing) の問題に関する国際的な合意がない。
- (4) ごく一部の国を除いて、自国以外の通貨の計算の導入を認めていない。
- (5) 外国為替は条約問題を生じないものとみなされているが、条約ルールが適用される所得の主要な決定要因として外国為替の重要性が増大しつつある。

2 外国為替効果に対する課税の主要側面

各パネルメンバーより、外国為替の変動による損益に適用される自国での一般的な課税処理の話題で議論は始まった。彼らは、実際に価値の増加や損失が起こった時点、認識の時期、租税条約に基づく税額控除の享受に係る影響、さらに損失の繰り延べ又は遡及の問題について意見を交わした。外国為替効果の

本質は、元となる取引、税効果、取引の機能通貨の見通しに基づく利益・損失の概念などに従った性格付けにあるとの意見が示され、外国為替リスクに晒されている元となる取引を検討する必要があるのか、あるいは、外国為替の損益は独立した金融科目として取り扱うべきかが重要な論点であることが確認された。

3 外国為替に関連する課税の枠組みとして 取り組むべき主要課題

司会の Novais 氏から、外国為替による見かけ上の損益について言及しながら外国為替効果に関する主要な課題の提示があり、パネルメンバーは、損益の認識に係る性格付けや計上時期の問題と関連付けて議論を展開した。ブラジルから参加パネルの Rodrigo Brunelli Machado 氏は、ブラジルにおける金融商品から派生した為替損益について、利益は課税され、損失は減算が可能であるが、その金融商品がヘッジ向けではなく投機目的であるとみなされる場合には、発生した損失は納税者の事業活動に必要なものではないとの理由から損金不算入の費用とみなされると説明した。ただし、ヘッジ目的か投機目的かをいつの時点で判断するのかという問題も伴うとした。

ドイツの Nussbaum 氏が、外国為替の変動が本国では損失見込み、受入国では利益見込みとなるケースを提示して議論を求め、問題はどちらのアプローチで価値の増加を評価するか、つまり本国の見通しと受入国の見通しのどちらで評価するのかということであったが、各パネルの間で意見の一致は見られなかった。

4 多国籍企業の視点から見た外国為替

多国籍企業の組織内から見た外国為替に関する主要な懸念事項について、Nussbaum 氏と米国から参加パネルの Goughnour 氏から見解が示された。

Nussbaum 氏は、外国為替リスクに晒されることに対して多国籍企業が税以外で考慮している事項として、例えば、求められる安定性や予測可能性を確保するための基本政策としてヘッジを利用することの妥当性や、ヘッジ管理集中化システムを通じたキャッシュフローの集中化などがあるとし、さらに、財務及び税の観点から常に中立的にヘッジは行われるべきとの見解を示した。

対して Goughnour 氏は、自らの事業においては、ヘッジの利用は基本的な政策ではなく、税の観点から利益をもたらすべきものであるとし、ヘッジの利用はむしろケースバイケースで評価されるものとの見解を示した。

5 国別対抗ケース・スタディ

カナダの Barbara Worndl 氏、アルゼンチンの Manuel Benites 氏、ブラジルの Rodrigo Brunelli Machado 氏、米国の Holy Goughnour 氏、ドイツの Oliver Nussbaum 氏の 5 人のパネルメンバーは、外国為替効果に関する 5 つのケースについて、自国で適用される課税処理を説明しながら、国境を跨ぐ融資、ヘッジ、インバウンドの投資、アウトバウンドの資金回帰などに関連して生じる外国為替問題の重要な側面を紹介した。さらに、彼らは、提示された問題点に対する各国での解決方法を比較評価し、適切な解決制度を備えている国に得点を付与する国別対抗の形で議論を展開した。

ドイツはパネルメンバーから最も多くの得点を受けたが、それは「納税者は、未実現利益は記帳せず、未実現損失は記録することができる（不同原則）」という原則が高く評価されたためであった。

ブラジルとアルゼンチンは得点が最も少なかったが、ブラジルについては、総合的に見て「ヘッジを投機目的として分類する（その結果として関連する損失の計上は認めない）ことについて税務当局側に幅広い裁量権が付

与されている」、アルゼンチンについては「資金回帰があった場合の課税所得計算に関するルールの明確性に欠ける」などの理由から評価を得られない結果となった。

6 結びのコメント

司会の Novais 氏は、全般的に見て、各国は外国為替効果について異なる取扱いをしており、ほとんどの国が関連する問題に取り組んではいるものの、より包括的に取り組んでいる国も中には存在する点を強調し、パネルメンバーの出身国の中ではカナダのみが外国為替効果の問題を解決するための法的措置を導入しており、まだ作業の継続が必要な国もあると説明した。さらに、アルゼンチンやブラジルなどの資本輸入国では、多くの問題が解決されてきてはいるが、不確実性の存在という観点で見れば依然としてやるべきことが山積であるとの見解を示した。また、各国ともに実現された価値の増加や損失に関心を持っているという傾向は存在するものの、外国為替効果に関する理想的な課税の枠組みというものはまだ存在していないとの見解を示しながら、共通したドライバー（推進力、原動力）は存在するはずであり、それは、見かけ上の未実現利益に対する課税の要因となる歪みを取り除くための救済措置の利用であることを示唆した。

セミナー J : IFA/EU 最近の動向

[Seminar J : IFA/EU Recent Developments]

[議長及びパネル等]

Chair: Pasquale Pistone (IBFD/Italy)

Panel members:

Krister Andersson (EESC),
Ioanna Mitroyanni (European Union),
Ruth Mason (United States),

Georg Kofler (Austria)

Secretary: João Nogueira (IBFD/Portugal)

[テーマのポイント]

- ・ 国家補助及び情報交換に関する最近の判例が EU に及ぼす影響について説明が行われた。また、CCCTB、紛争解決、義務的開示等の EU における取組状況について議論が行われた。
- ・ 第三国への対応として、ハイブリッドミスマッチへの対応及び EU ブラックリストの作成についての紹介がなされた。

1 導入 (パネル : Pasquale Pistone (議長、IBFD))

導入に当たり議長から、次のコメントがなされた。

ヨーロッパの税法は最終的な統合を目指して常に進化している。近年は、BEPS 対策の導入により EU に様々な第二次法が導入されている。

また、EU は、対外的な課税政策の実施に取り組んでいる。

2 EU の状況

(1) 国家補助 (パネル : Ruth Mason (米国))

Mason 氏から、国家補助に関する最近のケースとして、スペインの World Duty Free 事件⁽³⁰⁾が次のとおり紹介された。

スペインでは、外国株式を 5%以上保有する国内企業について、外国株式取得時に認識された税務上の営業権 (financial goodwill) の償却が認められている。

欧州委員会 (European Commission) は、この取扱いが、スペインにおける法人税制の一般的な制度、特に営業権 (financial goodwill) の税務上の取扱いに関する制度から逸脱した選択的な制度であり、国家補助に該当するとして、スペインに補助の取戻しを命じた。

これに対して、一般裁判所 (General Court) は、この取扱いは全ての取引に適用可能なものであり、「特別なカテゴリーの事業者」の利益となるものではないため選択的な制度ではないと判断していた。

欧州連合司法裁判所 (CJEU ; Court of Justice of European Union) は、2016 年 12 月 21 日、その制度が全ての企業に適用可能なものであるか否かにかかわらず、実体や法の状況から判断して他のビジネスより優位性をもたらすならば、その税制は、選択的であるとした。そして、この取扱いが国家補助に当たる可能性があり、さらなる事実関係の調査が必要であるとして、一般裁判所に審理を差し戻した。

Mason 氏からは、このケースが、加盟国における今後の優遇税制の判断に影響を与えるであろうとのコメントがあった。

(2) 情報交換 (Berlioz 事件) (パネル : Pasquale Pistone (議長))

議長から、情報交換に関する事件として、Berlioz 事件⁽³¹⁾が次のとおり紹介された。

Berlioz 事件は、税に関する国際的な情報交換における重要な事件である。

この事件は、フランス税務当局が、フランス企業から配当を受領しているルクセンブルクの関連企業 (Berlioz) の源泉徴収税額の確認を行うために、ルクセンブルク税務当局に対して情報提供要請を行い、これを受けて、ルクセンブルク税務当局が Berlioz に対して情報提供を求めたが、Berlioz はこれに対して情報交換に関する EU 指令 (2011/16/EU) に基づく予見可能な関連性 (foreseeable relevance) がないとして拒否したものである。

ルクセンブルク税務当局は、情報提供拒否について Berlioz に罰金を課したが、Berlioz は、これを不服として提訴していた。

欧州連合司法裁判所は、2017 年 5 月 16 日、Berlioz は情報提供要請自体の適法性に対して異議を申し立てる権利を有すると判断した。

また、欧州連合司法裁判所は、ルクセンブルク税務当局が Berlioz に対して情報提供命令を行うには、情報交換に関する EU 指令に基づく情報の予見可能な関連性が求められるとした上で、国外 (フランス) 税務調査に関連性がないと認められれば、ルクセンブルク税務当局は情報提供を行う権限を有しないとされた。また、欧州連合司法裁判所は、要請を受けた国 (ルクセンブルク) の裁判所は、要請された情報が国外税務調査の目的に対して予見可能な関連性を有するか否かの確認を行う義務があると言及した。

議長は、この欧州司法裁判所の判断が、EU での情報交換における納税者の異議申立ての権利や、情報提供要請に対して予見可能な関連性の可否を問う権利など、納税者の権利に大きな影響を与えるものであるとコメントした。

(3) CCCTB (パネル : Ioanna Mitroyanni (EU))

Mitroyanni 氏は、CCCTB について、次のとおり説明を行った。

2011 年、欧州委員会は、EU 域内の複数国で活動する法人について、課税ベースを統一し、税負担を軽減する目的で CCCTB を提案したが、加盟国の合意が得られず未決定となっていた。その後、EU 域内での租税回避問題が立て続けに明らかになり、欧州委員会は、CCCTB が租税回避への対策としても有効であるとして 2016 年 10 月に CCCTB の改正案を発表した。

改正案は、2 段階となっており、第 1 段階では共通法人課税に関する CCTB の導入、第 2 段階では連結納税に関する CCCTB の導入である。

なお、主な提案内容については次のとおりである。

イ 研究開発費の特別控除 (Super-deduction)

20 百万ユーロまでの研究開発費支出に対して 50% の特別控除 (一定の新規企業の場合は 100% の特別控除) がその課税年度

に適用される。また、20 百万ユーロを超える部分については 25%の特別控除が適用される。

ロ 成長投資控除 (AGI)

借入による資金調達に対しては、その利子が所得から控除可能であるが、株式発行による資金調達に対しては、その利益分配は所得から控除できない。

成長投資控除 (AGI) では、事業資金調達のための高額な債務を防ぎ、成長と企業の投資を促進する目的により、AGI 資本ベースの増加に基づき算定された控除額が適用される。

ハ クロスボーダー損失控除

この制度では、グループ企業は、他の加盟国の直接支配適格子会社又は PE において同一課税期間内に生じた損失を控除することができる。

また、この控除は、その後 5 年以内に同子会社又は PE に利益が生じた場合には、課税ベースに取り戻されることとなる。

なお、この制度は、クロスボーダーの欠損に係る連結形式を実現するためのものであり、CCCTB が適用されるまでの間有効となるものである。

(4) 紛争解決 (パネル: Krister Andersson (EESC))

Andersson 氏 (EESC) は、提案された紛争解決メカニズムに関する指令の主な内容について、次のとおり説明した。

紛争解決メカニズムに関する指令は、クロスボーダー取引等から発生する二重課税を解決するために導入するものであり、二重課税をめぐる紛争を解決する上で非常に重要なものである。

MLI (多数国間協定) においても相互協議手続等の規定が定められているが、MLI には、EU 加盟国 28 か国中 16 か国のみが参加している状況であり、EU 全域をカバーできていない。また、MLI は、相互協議手続の違いを

認めていることから、その適用に不均衡をもたらすことになる。

これに対して、EU の紛争解決メカニズムに関する指令は、全ての EU 加盟国において、整合性のある解決を可能とするものである。

議長によると、この指令では、二重課税が発生した際に、納税者はより確実に解決を求めることができ、また、対象範囲がより広範であり、紛争解決に関する期間も明らかにされているとのことである。

また、議長から、この指令では、課税によって紛争が生じることに影響を受ける者 (affected person) が、その課税に対して異議申立ての権利を有するなど、他の紛争解決メカニズムと比較して納税者の権利を拡大しており、納税者は紛争の対象ではなく紛争の主体となるという点で国際課税の大きな転換となるものであるとのコメントがあった。

Mitroyanni 氏 (EU) は、EU における紛争解決手段には、①紛争解決メカニズムに関する指令、②租税条約に基づく相互協議手続及び③ EU 仲裁協定 (EU Arbitration Convention (90/436)) があり、納税者は、これらのいずれかを選択することになると説明した。そして、このような複数の紛争解決手段が存在する現状では、同じ紛争に対して結論が複数となる可能性があり、また、そこには優先ルールがないため、結果のいずれかが 1 つが優先する可能性があると指摘した。

(5) 義務的情報開示

イ 仲介者 (Intermediaries) によるスキームの義務的開示 (パネル: Ioanna Mitroyanni (EU))

Mitroyanni 氏から、仲介者によるスキームの義務的開示について次のとおり説明がなされた。

欧州委員会は、2017 年 6 月に税務分野における義務的な自動的情報交換に関する指令 (2011/16/EU) を改訂し、仲介者 (Intermediaries) によるスキームの義務

的開示を規定した。この規定は、アグレッシブなクロスボーダータックスプランニングを対象としており、税務当局への「早期」開示、加盟国における自動的情報交換(AEOI)による共有が規定されている。

なお、少なくとも一つの基準(Hallmark)を含む場合、その全てのスキームが報告の対象となり、また、報告の不実施に対しては、各国内法に定められたペナルティが適用される。

ロ 国別報告書(CbCR)の開示(パネル: Ioanna Mitroyanni (EU))

次に Mitroyanni 氏から、CbCR の開示について説明がなされた。

欧州委員会は、2016年4月にCbCRを含む税務情報の一般開示を義務付ける会計指令(2013/34/EUの改正案)を提案した。この指令案は、連結売上高が750百万ユーロ超で、EU域内で事業を行っている多国籍企業グループについて、その多国籍企業のCbCR情報等を公開するというものである。このCbCR情報等の公開は、国民の信頼回復、及び公平な課税に対する公の判断の実施を目的としたものである。

なお、この指令案は、BEPS行動計画13(多国籍企業の企業情報の文書化)の内容を超えるものであり、未だ保留中である。

ハ CbCR公開のメリットと懸念事項(パネル: Ruth Mason (米国))

Mason氏は、CbCR公開のメリットとして、企業のコンプライアンスの向上や、説明責任、投資家、労働者及び公共に対する透明性の確保などが挙げられるが、一方でCbCRの公開により、企業秘密やその他の繊細な情報が競合他社に開示されることになり、さらには、法律を遵守しているにもかかわらず評判が悪化することや、独立企業原則ではなく公式的な税の評価が行われるなどの懸念が生じると指摘した。

また、このCbCRの公開は、EUやNGO

によって求められているが、多国籍企業も米国も明らかに求めていないと指摘した上で、CbCRは非公開とし、それに加えて情報交換を実施することが適切であり、リスクが低いのではないかとコメントした。

2 EUと第三国

(1) ハイブリッドミスマッチへの対応(パネル: Ioanna Mitroyanni (EU))

Mitroyanni氏から、ハイブリッドミスマッチへの対応について次のとおり説明がなされた。

欧州委員会は、2016年1月、EU域内におけるハイブリッド事業体を利用した租税回避や、金融商品の法的取扱いの違いを利用した租税回避などに対応するために、租税回避防止指令(ATAD)を提案し、同年7月12日に採用された。ATADにおけるハイブリッドミスマッチに関する規定では、EU加盟国間でのミスマッチの無効化が規定されている。

また、欧州委員会は、2016年10月5日にEU域内と第三国におけるハイブリッドミスマッチの無効化(ATAD2)を提案し、2017年2月21日のEU経済・財務相会議(ECOFIN)で合意に達し、2017年5月29日に正式採択された。加盟国は、2019年12月31日までにATAD2を導入することとなる。

ATAD2では、二重控除や支払者側での所得控除と受領者側での益金不算入、リバースハイブリッド事業体(源泉地国で課税、居住地国でパススルーされる事業体)の活用などによるハイブリッドミスマッチを対象としている。

(2) タックスヘイブンへの対応(パネル: Georg Kofler (オーストリア))

Kofler氏は、EUのタックスヘイブン防止への取組として実施しているEUブラックリストの作成について、次の説明を行った。

このリストへの登載は、税の透明性、税の公平性及びBEPS防止取組の3つの基準で判

断される。税の透明性については、AEOI 標準へのコミット、要請による情報交換の OECD グローバルフォーラムで実施されているグローバル基準への適合性が求められる。また、税の公平性については、行動規範に規定された優遇税制がないことや、オフショアを活用した取引、実質的経済活動にそぐわない優遇利益を目的とした取引がないことが求められる。さらに BEPS 防止取組については、BEPS ミニマムスタンダードの遵守が求められる。なお、リストへの掲載は、2017 年末までに完了予定である。

また、Nogueira 氏（秘書）によると、リスト対象国への制裁としては、源泉所得税の引き上げ、CFC ルールの強化、特別控除の否認などが挙げられるが、行動規範グループでは、EU 加盟国とリスト対象国との関係などにより、いずれも限定的なものとなるであろうとの結論に達しているとのことであった。

3 結論

各パネルから、EU の今後の見通しについて発言がなされた。

Ruth Mason 氏（米国）：EU の租税回避取組の標準が、そのエリアにおける OECD 標準を上回っており、EU は租税回避との戦いにおけるリーダーとなっている。EU と世界は、BEPS によって作られた新しい領域を進んでいる。

Pasquale Pistone 氏（議長）：EU 税法は、もはやヨーロッパの問題ではなく、国際的な競争の観点から対応されなければならないものとなっている。EU 税法の発展ペースが近年著しく増加しており、今後も更に続くであろう。

(1) これは BEPS 報告書 8-10 でも触れられている問題で、「多国籍企業のグループシナジー」という表現で取り上げられている。BEPS 報告書では

「グループメンバーの意図的な協調活動等に起因するシナジー便益はその貢献度に応じて配分されるべきだが、そのような意図的な活動が伴わないものについては、対価を支払う必要はないし、グループ内で配分する必要はない」とし、さらに「比較可能性の要素として取り扱うべきであるが、単一企業により所有又は支配されていないものであるから、無形資産ではない」との見解を示している。

- (2) この点は大きな問題で、EU 圏外の第三国と移転価格リスクを抱えたままということは、EU メンバー国内で CCCTB により配分する基となる利益の総額が第三国との関係では確定していないということの意味する。従って、第三国と移転価格調整が発生した場合の対応は極めて解決困難な問題となることが予想される。
- (3) 新 OECD ガイドラインでは、「当事者が実際に何を行っているかということ、及び提供する能力に焦点を当てる」という表現もあり、単なる法的所有、すなわち資産の使用や管理に重要な機能を果たしていない場合には、リスク・フリー・リターン以上の便益を得るべきではないとされている。
- (4) ちなみに、この指摘をした Kane 氏は、このようなシナジー便益については、独立企業原則に基づく利益部分を配分すればよく、または法的契約などに基づく納税者の裁量に基づき配分すればよいのであり、このような便益を定式のメカニズムにより配分するような方法は現状よりも悪い結果を招くだけであると主張している。ただし、条約を締結していない他国にこのような便益を移転させているような場合には、CFC ルールなどの租税回避防止ルールで対応する必要があるとしている。
- (5) OECD の BEPS 行動計画 6 においては「租税条約の特典を享受することを取引の主たる目的の一つとする場合には、特典は与えない」といった趣旨の租税条約濫用防止規定が提案されている。
- (6) 第 31 条 1 「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする」『国際条約集（2015 年版）』140 頁（有斐閣、2015）。
- (7) 第 32 条「前条の規定の適用により得られた意

味を確認するため又は次の場合における意味を決定するため、解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができる。

- (a) 前条の規定による解釈によっては意味があいまい又は不明確である場合
- (b) 前条の規定による解釈により明らかに常識に反した又は不合理な結果をもたらされる場合」『前掲注1』同頁。

(8) 現場は、請負企業が、建設が行われるべき国で（いかなる準備作業も含む）その作業（例えば設計事務所の設置）を始める日から存在する。一般的にそれは、その作業が完結し、又は恒久的に放棄されるまで存在し続ける。現場は一時的に休止するときにおいても、消滅したとされるべきではない。季節的その他の一時的中断は、現場の存続期間の算定の際に含められるべきである。（中略）工事全体の実行を引き受けた企業（総合建設請負業者）が当該工事の一部分を他の企業（下請企業）に下請けさせる場合には、建築工事現場で作業する当該下請企業が費やす期間は、当該建築工事で当該総合建設請負業者が費やす期間であるとされなければならない。『OECD モデル租税条約（2010年版）』（日本租税研究協会、2011）。

(9) インドにおける非居住者向けのタックス・ルーリング制度である事前裁定制度（AAR: Authority for Advance Rulings）では、インド・モーリシャス間の租税条約における PE 認定のための建設現場の存続期間について、一時的に契約当事者が交渉や書類作成のために現地を訪問するなどの準備的作業は当該存続期間に含まれず、実際のプロジェクトの実行に繋がる準備的活動が始まった時に開始すると決定がなされたと Schwarz 氏は説明した。

(10) OECD の BEPS 報告書（行動 7）において「ある企業が使用又は維持する一定の事業の場所について、当該企業又は密接に関連する企業が同一の場所あるいは同一の締約国内の異なる場所で事業を行い、かつ次の a) 又は b) に該当する場合には、パラグラフ 4 は適用されない。

- a) その同一又は異なる事業の場所が、本条の規定に基づき、当該企業又は密接に関連する企業の PE を構成する場合
- b) 同一の場所で上記 2 つの企業が行う活動又

は 2 つの場所で上記それぞれの企業が行う活動を一体として見た場合の全体的な活動が準備的又は補助的な性格を有しない場合

以上の規定は、同一の場所で上記 2 つの企業が行う事業活動又は 2 つの場所で上記それぞれの企業が行う事業活動が、全体的な事業の一部として補完的な機能を構成する場合に適用される。」（筆者和訳）という規定の新設を提案している。

(11) 本稿セミナー E の報告参照。

(12) Xilinx Inc v. Commissioner of Internal Revenue, Docket Nos. 06-74246 and 06-74269. (Xilinx 事件 (2010 年 3 月控訴裁判所判決) : 半導体関連企業の米国法人 Xilinx 社がアイルランド子会社と研究開発に関する CSA を締結したが、Xilinx 社が負担した従業員ストック・オプション関連費用を CSA での共有コストに含めなかったため、IRS がこれを共有すべきコストとしたもの。IRS 敗訴)。

(13) Altera Corporation v. Commissioner of Internal Revenue, 6253-12, 9963-12.

(Altera 事件 (2015 年 7 月租税裁判所) : 半導体関連企業 Altera 社がケイマン子会社と研究開発に関する CSA を締結したが、Altera 社が負担した従業員ストック・オプション関連費用を CAS の共有コストに含めなかったため、IRS が子会社の負担すべきコストに見合う所得を子会社から Altera 社に配分したもの。IRS 敗訴)。

(14) Veritas Software Corporation and Subsidiaries v. Commissioner of Internal Revenue, Docket No. 12075-06.

(Veritas 事件 (2009 年 12 月租税裁判所判決) : ソフトウェア関連の米国 Veritas 社がアイルランドの子会社と CSA を締結し、その際にアイルランド子会社から米国 Veritas 社に既存の無形資産に係る Buy-in 支払いが行われたが、その評価に当たり Veritas 社が CUT 法で算定したのに対し IRS はインカムメソッドによる算定を主張したもの。IRS 敗訴)。

(15) Amazon.com, Inc. & Subsidiaries v. Commissioner of Internal Revenue, 148 T. C. No. 8.

(Amazon 事件 (2017 年 3 月租税裁判所判決) : 米国 Amazon 社が Amazon グループの欧州事業を進めるに当たって欧州事業を統括するルクセ

ンブルク子会社と研究開発 CSA を締結し、その際に既存の無形資産の対価としてルクセンブルク子会社から Buy-in 支払いが行われたが、その評価に当たり Amazon 側が個々の無形資産を CUT 法で算定したのに対し、IRS は Buy-in 支払額は、無形資産の全体として評価すべきとして争ったもの。IRS 敗訴。

- (16) ベルギー超過利益スキーム (Excess Profit Regime) とは、事前のルーリングにより多国籍企業に特別な利益の控除を認めるもので、多国籍企業の利益を同様の個別企業の利益と比較し、差額を超過利益として課税対象から控除するというもので、マスコミ報道によれば、対象となった多国籍企業は 30 社以上にもなるとされている。
- (17) ICAP とは、国別報告書等の情報を有効に活用してリスク分析を改善するなど効果的にリソースを活用し、早期に多国間の税の安定性を図り、相互協議などの紛争を減少させ、納税者、税務当局いずれにも便益をもたらそうというパイロットプログラムのことをいう。
- (18) 平成 27 年 10 月 23 日 税制調査会 (第 6 回国際課税ディスカッショングループ) 資料 54 頁。
- (19) 中央経済社「旬刊 経理情報」2017 年 10 月 1 日号「租税条約の濫用防止、相互協議の効果的実施など BEPS 防止措置実施条約の概要と実務への影響 (中)」51-52 頁。
- (20) 同 48 頁。
- (21) 中央経済社「旬刊 経理情報」2017 年 9 月 20 日号「租税条約の濫用防止、相互協議の効果的実施など BEPS 防止措置実施条約の概要と実務への影響 (上)」58 頁。
- (22) サービスを使用する顧客の事業所の所在地国に課税権を直接割当てる方法。
- (23) サービスを引き渡す顧客の事業所の所在地国に課税権を直接割当てる方法。
- (24) サービスを一括購入した本店が、サービスを使用した事業所に対して内部の配賦基準に基づきリチャージ (費用配賦) することにより、課税権が割当てられる方法。
- (25) REsp n. 1.325.709/RJ (March, 24, 2014).
- (26) SKM2013.899.SR
- (27) SKM2016.188.SR
- (28) Director of Income Tax v. A.P. Moller Maersk AS (17 February 2017)

(29) 本国の法人が、軽税率国等に法人を設立し、その新設法人が親会社となるような組織再編成を行うこと。

- (30) the Commission vs World Duty Free Group (Joined case C-20/15 and C-21/15).
- (31) Berlioz Investment Fund vs Directeur de l'Administration des Contributions directes (C-682/15).